

平成22年第3回邑南町議会定例会(第11日)会議録

1. 招集月日 平成22年 2月25日 告示
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 平成22年 3月18日(木) 午前 9時30分
 閉会 午後 2時36分

4. 応招議員

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	松 本 正	9 番	亀 山 和 巳
10 番	日 高 學	11 番	石 橋 純 二	12 番	高 本 勝 藏	13 番	山 中 康 樹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	三 上 徹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名
1 番	大 屋 光 宏	2 番	宮 田 秀 行	3 番	中 村 昌 史	5 番	日野原 利郎
6 番	清 水 優 文	7 番	辰 田 直 久	8 番	松 本 正	9 番	亀 山 和 巳
10 番	日 高 學	11 番	石 橋 純 二	12 番	高 本 勝 藏	13 番	山 中 康 樹
14 番	長谷川 敏郎	15 番	日 高 勝 明	16 番	三 上 徹		

7. 欠席議員 なし

議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名	議席	氏 名

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	石 橋 良 治	副町長	桑 野 修	総務課長	日 高 禎 治
定住企画課長	細 貝 芳 弘	財政課長	藤 間 修	情報推進課長	安 原 賢 二
町民課長	表 正 司	税務課長	東 義 正	福祉課長	三 上 洋 司
農林振興課長	藤 田 憲 司	建設課長	洲 濱 芳 文	水道課長	松 川 好 史
保健課長	大 矢 輝 美	会計管理者	藤 井 克 史	瑞穂支所長	佐々木 孝義
羽須美支所長	福 田 誠 治	教育委員長	河 野 義 則	教育長	土 居 達 也
学校教育課長	三 上 俊 二	生涯学習課長	森 岡 弘 典		

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 屋 原 進 事務局主任 日 高 泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏 名	議席	氏 名
7 番	辰 田 直 久	8 番	松 本 正
9 番	亀 山 和 巳	14 番	長谷川 敏 郎

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成22年第3回邑南町議会定例会議事日程(第11日)

平成22年3月18日(木) 午前 9 時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 陳情の委員長報告

陳情第1号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書

日程第4 議案の討論、採決

議案第10号 指定管理者の指定について

議案第11号 指定管理者の指定について

議案第12号 指定管理者の指定変更について

議案第13号 指定管理者の指定について

議案第14号 邑南町職員定数条例の一部改正について

議案第15号 邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

議案第16号 邑南町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について

議案第17号 邑南町職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第18号 邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第19号 邑南町情報通信施設条例の一部改正について

議案第20号 邑南町国民健康保険税条例の一部改正について

議案第21号 邑南町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正について

議案第22号 邑南町高齢者等介護予防生活支援事業費用徴収条例の一部改正について

議案第23号 邑南町道路占用料徴収条例の一部改正について

議案第24号 邑南町地産地消推進条例の制定について

議案第25号 公共賃貸住宅における暴力団排除に係る関係条例の整備に関する条例の制定について

議案第26号 邑南町地域保健福祉計画の一部変更について

議案第27号 邑南町辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について

議案第28号 邑智郡総合事務組合規約の変更について

議案第29号 平成21年度邑南町一般会計補正予算第6号について

議案第30号 平成21年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号について

議案第31号 平成21年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号について

議案第32号 平成21年度邑南町老人保健事業特別会計補正予算第2号について

議案第33号 平成21年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号について

て

- 議案第 34 号 平成 21 年度 邑南町 簡易水道事業特別会計補正予算第 4 号について
議案第 35 号 平成 21 年度 邑南町 下水道事業特別会計補正予算第 4 号について
議案第 36 号 平成 21 年度 邑南町 電気通信事業特別会計補正予算第 5 号について
議案第 37 号 平成 22 年度 邑南町 一般会計予算について
議案第 38 号 平成 22 年度 邑南町 国民健康保険事業特別会計予算について
議案第 39 号 平成 22 年度 邑南町 国民健康保険直営診療所事業特別会計予算について
議案第 40 号 平成 22 年度 邑南町 老人保健事業特別会計予算について
議案第 41 号 平成 22 年度 邑南町 後期高齢者医療事業特別会計予算について
議案第 42 号 平成 22 年度 邑南町 簡易水道事業特別会計予算について
議案第 43 号 平成 22 年度 邑南町 下水道事業特別会計予算について
議案第 44 号 平成 22 年度 邑南町 電気通信事業特別会計予算について

日程第 5 閉会中の継続審査・調査の付託

日程第 6 議員派遣について

平成22年第3回邑南町議会定例会追加議事日程(第11日)

平成 22 年 3 月 18 日 (木)

追加日程第 1 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

議案第 45 号 邑南町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正について

議案第 46 号 邑南町国民健康保険条例の一部改正について

追加日程第 2 議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

発議第 6 号 改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出について

発議第 7 号 国民健康保険財政の安定化を図るために国庫負担の増額を求める意見書の提出について

平成22年第3回邑南町議会定例会(第11日)会議録

平成 22 年 3 月 18 日 (木)

—— 午前 9 時 30 分 開議 ——

~~~~~○~~~~~

### 開議宣告

●議長(三上徹) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から平成 22 年第 3 回 邑南町議会定例会第 11 日目の会議を開きます。本日の議事日程は、予めお手元に配布いたしておりますとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

●議長(三上徹) 日程第 1 会議録署名議員の指名をいたします。7 番辰田議員、8 番松本議員お願い

をいたします。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

日程第2 一般質問

- 議長(三上徹) 日程第2 一般質問、昨日に引き続きまして一般質問を行います。それでは一般質問順位第1 1号亀山議員登壇をお願いいたします。
- 亀山議員(亀山和巳) 議長。
- 議長(三上徹) はい、亀山議員。
- 亀山議員(亀山和巳) はい、9番亀山です。昨日その前と、あのう、ケーブルテレビのことについて質問も出ておりましたが、私もこの度おおなんケーブルテレビの利活用並びに運営方針について執行部のお考えをお伺いいたしたいと思います。いよいよ本格開業を目前にして、町民の期待も高まっておる中、昨日町長は合併以来他町に負けないインフラ整備に努めてきたと仰いました。確かにこれまでいろいろまちづくり交付金事業とか町道の改良とかいろんな、あのう、インフラ整備がなつた中、その一つ、大きな一つとして、このケーブルテレビがあると思います。このケーブルテレビの本格開業を2週間後に控えて、昨日も課長の方からは準備が着々と進んでいるとのことでありました。ふりかえりま、振り返ってみますと、4年前の12月の定例会だったと思いますが、石橋町長がこの、この場で都市との情報格差の是正あるいは地上波テレビの地上波のデジタル化に対応するため、また合併後の邑南町の一体感を醸成して町内均衡あるインフラ整備を目的とす、するということで邑南町のF T T H事業に着手する決意をあか、明らかにされたと記憶しております。その後町長の精力的な働きかけの甲斐があつて、地元の選出の県会議員あるいは島根県当局、じも、島根県選出の代議士さんらのお力添えもあつて、農水省の元気なまちづくり事業の採択を受け、事業を着手することとなりました。およそ30億を超えるかと言われておりました事業費、これは合併間もない本町にとってはいろいろ不安視する声も多くありましたが、幾多の協議を重ねる内、次世代につながる邑南町情報整備、情報基盤施設が是非とも必要ではないかということになり、近々竣工が間近になってきました。計画当初懸念されておりました加入率60%だろうか、70%だろうか心配しておりましたが、関係各位のご協力によって、また担当課の努力によって90%以上のたいへんな加入率を、となりました。これも一重に町長始めとする執行部担当課の努力もさることながら、この事業に対して理解ご協力をいただいた町民各位、特に連担地にお住まいの町民の方々にはこの事業へ理解していただいたことがこの90%を越える大きな加入率であると感謝いたしております。さて、開局を間近に加入者個々の期待が高まる中でいくつかの疑問点や不明な点があるように考えますので、設置者であり施設の運営者である町執行部の方針をここで何点か伺っておきたいと思います。まず、始めにこのおおなんケーブルテレビは自主放送の施設を備えた、また地上波の再送信等を行う施設としております。この自主放送に対する期待、利用者の期待と言いますのはこれは全国他のCATVテレビを見てもこの期待言いますか、効果いうものは大きなものがあるかと思います。そこで自主放送番組を構成すること、その番組を構成していくのにはどのような、にして行うのか、番組企画会議ということが最近になって私どもに、方に情報として伺いましたが、この企画会議の位置付けについて改めてお伺いいたします。
- 安原情報推進課長(安原賢二) 番外。
- 議長(三上徹) はい、安原情報推進課長。
- 安原情報推進課長(安原賢二) 9番亀山議員さんの質問にお答えいたします。まず、番組の構成につきましては、放送センターの管理運営ということで、既にお示しをしておりますけれども、先ず第

1に静止画文字放送でございますが、これは原則防災放送無線と同じ内容の静止画放送、また、データ放送といたしましては、暮らしの情報や公民館からのお知らせなど行政は、行政報告を中心にした文字放送でございます。さらに、防災もう、放送無線放送の臨時放送におきましては、テロップ放送が必要なものにつきましては、随時、表示する予定にしております。第2に地域のニュースや出来事の番組でございますが、具体的には、地域の行事、イベント、それから学校の行事などの紹介、地域のコミュニティの充実を図るための放送でございます。第3でございますが、行政放送でございます。これは行政番組でございますが、これは、邑南町eーむらづくり地区計画に基づく行政放送あるいはライブ放送が可能となっております議会の中継、元気館を利用しました公民館活動や行政関連の放送でございます。第4番目といたしましては、特集番組を考えておりますが、例えば農林業の新しい制度を分かりやすく解説した教養番組であるとか、名所旧跡を紹介しました歴史番組であるとか、町内の四季に応じて変化する邑南百景などのドキュメンタリー番組、その他自主放送番組基準を満たした番組を組み合わせ、約1時間程度の番組構成を考え、考えているところでございます。次に自主放送番組の編成計画でございますけれども、邑南町ケーブルテレビ自主放送番組の編集に関する基本計画を作成いたしまして、3月の12日に開催いたしました邑南町情報通信施設放送番組審議会に諮問をいたしまして、同日付で答申をいただいているところでございます。これは、あのう、放送法の3条の4、第3項の放送番組審議会に関する規定、並びに町の関連条例に基づくものでございます。次に内容についてでございますが、これは放送法3条の2の国内放送の放送番組の編集等に関する規定あるいは同じ法律の3条の3の番組基準に関する規定並びに町の関連条例に基づきますおおなんケーブルテレビ自主放送番組基準を作成いたしまして、同じく3月の12日に開催いたしました番組審議会に諮問いたしまして、同日付で答申をいただいたところでございます。今後は放送番組基準あるいは自主放送の編集に関する基本計画に基づきまして自主放送の番組制作を行っていきたいと考えております。そして最後に、あのう、番組企画会議の位置づけと役割ということでございますが、これは平成21年の4月24日付の訓令第5号として、邑南町情報通信施設放送番組企画会議規定を定めております。設置の目的でございますが、邑南町の情報通信施設条例第4条の括弧1から括弧4、失礼しました第1項から第4号に定めますおおなんケーブルテレビ放送センターの業務の内、行政関連情報につきまして、正確で迅速な対応がで、可能となりますよう、また、じそ、自主放送につきましては、町民の方々の要望ができるだけ反映できるようにということで設置したものでございます。また放送法の3条の4、放送番組審議機関に関する条例の第6項におきましては、審議機関からの意見を放送番組に反映させなければいけないという規定がございますので、邑南町の情報通信施設放送番組企画会議はこの既定に基づきまして、施設運営管理委員会あるいは放送番組審議会から答申をいただいたな、内容あるいは直接意見をいただいたものをですね、放送番組に反映できるようにするための組織であるというようにご理解いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、議長。

●**議長(三上徹)** はい、亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、このおおなんケーブルテレビの自主放送というのは名前がコミュニティチャンネルと呼ばれとるように単なる行政の連絡、言いますか行政放送だけでなしに地域の方々の番組を取り上げたりして地域のコミュニティチャンネルという位置づけと今まで考えておりました。先ほど課長の答弁の中にも、やはり地域の方々の意見を取り入れて番組を編成していくということがありましたが、ええっと今言われました、企画会議の既定の中には、その会議の構成員は、

町長、副町長、教育長、課長、議会事務局長および支所長となっておりますが、町民からの要望言いますか、今までもあるんですよ、あのう、うちにこがあな行事をしとるけこれをテレビで取材来てもらって撮してもらえとか、うちにこういったええ景勝があるけ、あのう、撮してもらやあええのういうのがあるです。聞きます。そういった声を具体的にはどこが受け入れて、まあ、それを取材するか撮すかどうかは企画会議でされるんでしょうが、窓口としては町民の方々がその提案をしていく窓口としてはどこだと理解すれば良いでしょうか。

●安原情報推進課長(安原賢二) 番外。

●議長(三上徹) はい、安原情報推進課長。

●安原情報推進課長(安原賢二) 邑南町の情報施設放送番組審議会だと思っておりますのでよろしくをお願いします。

●議長(三上徹) 情報課が受けるんじゃないか。

●安原情報推進課長(安原賢二) 審議会にも直接いうてもらっても結構ですし、あのう、役場に直接いうてもらってもよろしいかと思えますけども。

●亀山議員(亀山和巳) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ええっと、審議会の、その番組審議会はこれは企画、番組企画会議でいろいろ計画を立った、それを適切かどうかいうことを審議してもらう場でありますよね。それで今の課長では役場へいうてもらってえめえし、どこへいうてもらってめえいうことだったんですが、その窓口をどっかにしとかんといろんな人が聞いていろんな注文をつけていくことになります。今でもあちこちから聞いてこれをやってくれ、あれをやってくれということが出て来とろう思うんです。それで提案なんです、いろいろこういったことを進めるのは行政だけじゃあない、町民も一緒になってこのケーブルテレビ事業を発展させていくのには協働という言葉が前からよく使われておりますが、協働の精神でいかにやあいけん思います。そうした中で今もありました番組審議会それから施設管理運営委員会、はいから今の放送番組企画会議、その下にはまた番組担当者会議いうのもあります。それと我々議会もあるでしょうし、またこれに関係する組織もあろう思います。そこそこがそれぞれ番組についてとかいろんなことを言い出すと、蜂の子をつついたとうになるんじゃないか思うんです。それで、これ前にも課長にもお願いしたことがあるんですが、こういった会議の役割、使命いうものを明確にしてそれでその役割分担をはっきりしとかんと、例えば他の方の運営会議の方で番組の構成やらなんか審議してもらってもおかしゅう思います。やはりそれぞれの役割分担をはっきりした上での協働で、協働作業によって、良いコミュニティチャンネルを作っていくような方向にしていかにやあいけんのじゃないか思うんです。今皆さん町内で関心があるのは番組はどがあな番組がでるだろうか、どがああなだろうか、そればかりにいったんじゃないけん思うんです。いろんな、あのう、審議会それぞれの役割を明確にしてこういったこの会はこうですよ、こういった情報についてはここへ今の先ほど言いました、あのう、こういった番組を収録して流して欲しいとかいうようなことはこ、ここの窓口でそういうことを決めておいた方が良いのではないかと思いますけどもどがあなもんでしょうか。

●桑野副町長(桑野修) はい。

●議長(三上徹) はい、桑野副町長。

●桑野副町長(桑野修) 先ほどのその課長の説明の中でも役場の方へに、にでもという表現をいたしましたけれども、基本的にはその邑南町のケーブルテレビの放送センターの方にちゃんとスタッフ

として、9名の職員がおるわけでありますので、基本的にはどういう番組が、あのう、住民の方から要望されているかと、そういったものの収集するのもスタッフ業務の内でありますので、基本的には放送センターのスタッフがそれを収集して番組編成を行っていくというのが基本的な形であります。ただ、その町の行政関連の情報についてはその企画会議等で決められたものがそのスタッフの方に伝えて放送センターの中でどういうふうに組み込んでいくかという構成を考えていくということになるかと思っております。ですから、基本的には最初の窓口となるのは放送センターというふうに理、ご理解をいただきたいと思います。それと、そのもう1点ですけれども、その庁内の今の組、組織でありますけれども、これにつきましては、あのう、企画の番組企画会議ですけども、これにつきましては基本的には、その町長が例えばその放送の内容について諮問を、例えば審議会の方にする場合、そういうときにはやはり町長の考えというものを、その我々は補佐する立場にありますので企画会議の方もどういうふうにこれは検討すべきではないんだろうかということを町長に進言する会議、会議にはなろうかと思っておりますけれども、それで基本的にその諮問をそれぞれの委員会なり、審議会にするわけですので、その、その中間にその企画会議が入るものではありませんので、そういうご理解をいただきたいと思います。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、このき、番組企画会議の規定の中には目的の中に自主放送については加入者の要望が反映できるよう云々とあります。ですからこういったことも企画会議の一つの役割としてであると認識しとります。しかしやっぱり窓口ということははっきりしてもろうたり、そここの会議、あのう、の、使命言いますか、や、あのう、仕事向きははっきり明示してやっていただきたい。それをお互いが、あのう、例えば議会は審議会の、あのう、番組審議会がどういった役割があるかということをお互いが理解しとかんと、両方がいろんなことを、好き勝手なことを言いあいこうしよったんじゃないか、なかなか進まんのかあないかと思うんで、そのことを今後の検討として、検討してみていただきたいと思います。また議会としてもこういったいろんな専門の委員会ができた、できて、実際に運用が開始されてから、今後についてはまた議会としてもまたいろ、意見の出し方、提案の仕方についても検討する必要があるんじゃないかと考えております。そいで、次の問題に移りたいと思いますが、このケーブルテレビの住民に対するサービスの第一弾として取り上げられました、あのう、基本的サービスの追加するサービスとして高齢者の見守りサービスというのが計画されておりますが、この高齢者見守りサービスの利用料についての条例案も出ておりますが、このサ、サービスをすることによる、て、の、ケーブルテレビへの収支、又はこの運営の内容についてどうも理解できんところがあるんです。この収支計画等について簡単に、どういうことで500円の設定があるのかということをお伺いいたします。

●**安原情報推進課長(安原賢二)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、安原情報推進課長。

●**安原情報推進課長(安原賢二)** 見守りサービスの収支あるいは運営は適切かどうかというご質問でございますが、これは平成21年の、21年度の地域情報通信技術利活用推進交付金事業によりまして実施いたします、高齢者の見守りサービスでございまして、光ケーブルネットワークを利用しまして、セットトップボックスとテレビを接続しまして、リモコンでアクトビラというボタンがございまして、これを操作することによりまして、家族や民生委員さん、方々の見守り者にメールが配信されて、安否が確認できるという高齢者のみまも、見守りサービスでございまして。このボタン

の操作による安否確認以外のサービスもございまして、その日の体調をですね、下に四つの色がございまして、その色ボタンによりまして、自分の今日の体調をですね、知らせる、そういうサービスあるいは家族から伝言メールも受信できるような機能も考えておりまして、総事業費は約2千70万円、全額総務省所管の補助金となっております。補助事業上の目標利用者数でございまして、一応100名を計画しておりまして、3月の12日現在で、申込者数が49名で引き続き募集を行っている状況でございまして。またこの事業は、あのう、交付決定も遅かったということで、平成22年度へ全額繰り越す予定にしております。今年の6月からの運用を目指しまして、今システムの開発中でございまして、全国から大変問い合わせが多く寄せられておりまして、非常に注目されております事業となっております。利用者に負担していただく利用料のことでございまして、これも今回の条例の一部改正をお願いしておりますセットボ、トップボックスを利用するにあたりまして、月額500円の設定をしておりますが、これはセットトップボックス本体の耐用年数あるいはそれに使いますビーキャスカードというのがございまして、それを購入する経費あるいはカードの使用料等々を勘案しましてひと月あたりの、げつ、利用料を設定したものでございまして、で、まあ、基本チャンネルに加入されておられる方が対象になりますけれども、基本チャンネルには年齢や家庭の状況によりまして、減免措置がとられておりますけれども、この見守りサービスには減免措置を設けておりません。利用者の負担をできるだけ軽減をいたしまして、このシステムが有効に利用されることを期待いたしまして、この額を設定したところでございます。なお、見守りシステムの保守料でございまして、年間50万程度の経費が必要になると思っておりますけれども、計画どおりの利用者数がありましたらば維持可能な額ではないかというふうに考えております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、このサービスは500円、利用者から月々500円ということが設定されております。この額が安すぎるというんではありません。要はケーブルテレビがこのサービスを運営してく面、運営していく面で500円がてきどか、適当だったかどうかということなんです。今説明いただきましたように月500円でその根拠はSTBやらビーキャスカードの購入料、そいで、ええっと、メンテナンス、保守料というのが年間50万言われましたのは、それはレンタルサーバーの使用料だろうと思うんです。そうすると500円の100人で年間60万、50万はサーバー料に払う。10万しか残りません。なあ。10万がまたSTBやらなんかの方、行きよると経費が出てこんのじゃあないか思います。で、福祉サービスというのはそりゃあ低くう、利用者には低く設定せにゃあいけんかもしれませんが、これが先ず、この当初計画の基本サービス、ケーブルテレビの基本サービスからワンステップ踏み出したサービスなんですよこれ。それを今後どんどん増やしていかにゃあいけんとするのに、この収支の採算根拠いうものは、始めだけえはっきりしとかにゃあいけん思うんです。そうしたときにはこのさっきの経費の中で、そのサ、見守りサービスの個別経費は今言われました。しかしながら回線とかセンター全体の維持管理保守料また人件費等も当然これには共通経費として加えていって計算しとかにゃあいけんのじゃあないかと思うんです。それを全て利用者に負担させる、負担していただくということが不可能ならば別な形で福祉的な観点で町からの補助をするとかいう形をとっていかんとケーブルテレビそのものの将来サービスを増やしていかにゃあいけんいう使命があります。増やしていけばいくほど赤字を産むとうになりゃあせんですか。要は基本的な共通経費言いますか、センターの保守、機器の保守とかは全てがテレビ契約者がみな負担して、あと追加のサービスはただ乗りをするということのように考えられるんですが、そ

の点については考え、私の考えは間違っておりましたでしょうか。

●安原情報推進課長(安原賢二) 番外。

●議長(三上徹) はい、安原情報推進課長。

●安原情報推進課長(安原賢二) 家族の見守り者にいた、いきます、あのう、メールでございしますが、これただではございませんので、メール受信料が別に発生すると思います。それから、あのう、先ほど色ボタンによりまして、体調状況をお知らせすると言いましたけども、そのメールを送られた方の状態によってはですね、まあ、救急車を呼んだりあるいは警察を呼ばにやあやれんような事態が生じてくると想定されますので、まあ、今後見守りサービスを運用していく中でですね、機器の使用料とは別に戸別の利用者の家族が、まあ、いくら委託料を払うのかというような仕組みはですね、今後地域協議会というのを作っておりますので、その中で、検討していかな、なければいけない問題でもあると思っております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(三上徹) はい、亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、この福祉サービスを考えていくにあたって、例えば今の場合はテレビだけじゃあなしに、インターネットの回線も使うんですね。それに対する利用料いうものは全然今は含まれておりません。ほいでこういったサービスを今後考えていく上で参考になるなあ思うたのは今福祉課でやっております緊急通報のサービス、今まであったサービスを新しいサービスに今変更されようとしとります。そのサービスに、その緊急通報サービスについての概要いうものをちょっと簡単にこれ話してみただけませんか。そういったことを参考にしながら今後こういったケーブルテレビやらな、いろんなサービスを考えていく参、大きな参考になるんじゃないかと思うんですが。

●三上福祉課長(三上洋司) 番外。

●議長(三上徹) はい、三上福祉課長。

●三上福祉課長(三上洋司) あのう、緊急通報装置を今、あのう、変更中でございしますが、あのう、これにつきましては、あのう、機器がもう非常に経年劣化で、古うございまして、平成14年に設置してから、もう既にもう時間が、あのう、すんどるということで、新しくする必要があるといこと、それから現在その使われとる機種が非常に、まあ、古いものがあるという、そういう機械的なことと、もう一つは一番大きなのはその協力員の方が非常に、あのう、高齢化になって協力員の方にも緊急通報がいるような状態になってきとるということで、いろいろその民生児童委員協議会の中でお話をさせていただきました。その中で、まあ、たまたまその地域活性化経済危機対策臨時交付金というふうな事業があるということで、まあ、今回新たに21年度の9月補正で、まあ、お願いをして設置をする、したわけですけども、これについては、そのボタンを押すと電話回線を使って、セキュリティ、セーフティホームという会社に、これは、あのう、アルソックが、加入している会社ですけども、そこへ、まあ、通報がいくと、通報がいくと25分以内にはその家庭に訪問されるということ。それからもう一つは新たに煙探知機がつくということで、その煙とあるいは自分がこう押されたら、25分以内にはそこへ行かれるということで、まあ、こういうシステムということで、まあ、その中で一番その問題になりましたのが、初期費用が、まあ、2万1千円必要ということ、それから月々997円が必要ということで、その初期費用につい、つきましては、まあ、この危機対策交付金で対応ということで、まあ、話を進めたわけですけども、まあ、利用料につきまして、月々の997円を、まあ、利用者負担にすべきかどうかということで、まあ、半年民生児童委員協議会

の中で議論をしていただいたり、あるいはその利用されとる方にいろいろお聞きし、しました。そうしましたら、あのう、まあ、お金がいるんだったら、あのう、まあ、外してもらいたいというふうな声も結構ありまして、これまで、安全安心というところを進めておりますけども、その負担をいただくことで、そういった安全安心というところが確保できないようになるのは問題があるということから、民生委員協議会の中ではその負担は、行政がこれまでどおりして貰いたいというふうなご意見がございました。まあ、このことを内部に持ち帰って、いろいろ関係の方と協議をいたしまして、この負担については、年間、200万余りになりますけども、負担をしていこうという方針を出して、まあ、この22年度の予算の中にも計上しておるところです。まあ、これは、あのう、これまでの必要でしたそのセンター装置の委託料、それから機器の更新料、これも例年200万余り必要でございましたので、これまでの経費負担で今後もこういった安全安心というものが、まあ、民生児童員さんの協力、まあ、申請の仲立ちをしてもらいますので、維持できるんじゃないかということを考えております。以上です。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、今の、今説明いただきました緊急通報サービスは、あのう、電話回線を使うんでしょうが、やはりそういったサービスをするにも外の言いますか、民間業者の手を借りにゃあいけん。それにはやっぱりそれなりの対価を払わにゃあいけん思うんですよ。そういった考え方をこのケーブルテレビの特、特別会計の方にも考えていただきたいと思います。とにかく行政のやることはみなただなんだという考えは無しに、やはりそれだけのサービスにはコストがかかるんですよということをやはり念頭において、おきたい思います。そいですからやはり今後こういったいろんなサービスが今から考えられて来ると思いますが、その時にはやはりケーブルテレビの運営の経費というものも十分考えながら、あのう、料金設定とか、を考えていていただきたいと思います。そいで、次にそいで時間があります、次移ります。3番目の事業収入のことについてですが、これは通告しております5番、7番の項目とも関連しますで、一緒にこう伺いたいと思います。ケーブルテレビの収支計算をする上では収入としては利用料が加入者から、あのう、徴収する、利用料が大きなもの何ですが、項目の中に事業収入というのがありますが、今年度は事業収入は見込んでありませんが、将来的な収支計算の中では事業収入として機器の修繕の手数料、静止画、動画の広告料として81万5千円程度あがってきますが、このケーブルテレビを進めていく上では番組制作費であるとか放送料とかいうものが必要となってくるんじゃないかと思います。事業収入についての考え方をお伺いします。言いますのは行政放送あるいは先ほど言いましたコミュニティ放送ですが、コミュニティ放送の中には行政放送もあるでしょうし、一般の皆さんから要望のある番組を取り上げる場合もあるでしょう。それには取材に行って編集をして流せる状態にして、流すには流すだけのまた放送の手数、経費もかかるわけです。こういったものをこの特別会計へ考えて、これまでが考えられておるのかどうかというところを先ず伺います。

●**安原情報推進課長(安原賢二)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、安原情報推進課長。

●**安原情報推進課長(安原賢二)** ええっと。3番目の事業収入の検討はなされたかというご質問でございますけども、平成X年、年度にお、おけます電気通信事業特別会計の予算案を元にご説明いたしますと、1時間、1人当たりの番組制作金額というのを歳出してみました。先ず、歳出の中からの放送業務に関係しない経費、それから償還金の利子及び割引料等々を差し引きまして、約2億5

千万ぐらいになると思いますが、その額に平成19年から、ケーブルテレビ事業の県補助金、県の補助金が、約7億6千万ぐらいあると思います。それから起債の償還額の30%、5千万ぐらいになるとありますが、それプラス地域活性化政策、生活対策臨時交付金、これもいただいておりますので、これが約2億5、5、6千万等々を償還年数あるいは機器の耐用年数で割崩しまして、算出した額が約3億6千900万円、これを自主放送番組の編成計画でお示しいたしました静止画放送等の年間番組制作時間が6千832時間になると思いますが、これで割り算をいたしまして、更に番組をつくる1日最大の必要人数というのを4人から4.5人というようにお示ししておりますが、その4.5人で、割り算をいたしますと1時間一人当たりの金額が約1万2千円ぐらいになると算出しております。で、まあ、これは、あのう、制作時間あるいは、あのう、利用者の、制作日数、はいから必要人数等々、過去やってきた事業全部合わせまして算出した額の、額ですので、これ、まあ、あのう、妥当かどうかというのは分かりませんが、まあ、一般会計から繰り入れる場合には、起債の償還額あるいは基本チャンネルの免除充当分、そのうわにですね、この行政放送の委託料として、このお金も考慮しているというところでございます。5番、7番もう出ました。まだですか。以上です。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、今伺いましたが、経費を、と時間、費用等を割り崩し、放送の時間等で割り崩して計算をしてあるということでしたが、ええと、今年の特設会計の、あのう、予算を見ますと、行政放送委託という項目で4千168万9千円、これが一般会計から繰り入れられとります。これが今の経費ということになるのでしょうか。これはた、単純にこの金額はイコール職員の人件費なんですよ。人件費イコール委託、あのう、行政放送委託となっておりますが、これでさっきのX年の分との説明と噛み合いますかね。

●**安原情報推進課長(安原賢二)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、安原情報推進課長。

●**安原情報推進課長(安原賢二)** 平成22年度の予算につきましては、まだ利子を払う段階でございますので、約2千万ぐらいだと思いますけども、今後25年から7年間ににつきましては、元金の償還が始まりまして、最高で1億8千200万ばかりの償還が必要になります。その時の、時期が来たときの算、算出根拠と言いますか、一般会計からの繰り入れる根拠資料として先ほどお示しいたしました、行政放送をやっていただくための委託料というような金額あるいは償還金の繰入金、それからテレビの基本料金の免除分というような額をX年度に一般会計からの繰入金の基礎として算出しております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** そうしますと今年度の予算でいうと、あのう、減免分の補填分、それから償還金の交、交付税で見て貰う分のその繰り入れ分、それ以外は職員の給与でチャラなる。今後の、先のそれを積みたっておくとかいう金は残らんわけです。そこで今のこの事業を始めるにあたっては当初にも言いましたが、こういった大きな事業をやるにあたっては町の一般財源を、を窮屈にしちゃあいけん、一般財源へ影響しちゃうけんいう当初からの使命いうか、目的がありました。そこでいうのは要はこれは利用料とか使用料とかという特定財源をその償還財源に充てるのであるから、今の一般財源の方へは無理をかけませんよう、実質公債比率にも影響ないようにしますという

計画できたと思うんです。ですから、やはりさっきから言いようですが、番組を制作するにしても流すにしてもコストがかかります。そのコストというものはこの一般財源からの繰り入れという形に一括にするのではなくて、要はコミュニティ番組を作るとか、行政放送を流すのであるんなら、別項目に事業収入なり番組制作料として明記して繰り入れるべきではないか思います。これが3年経ち5年経ったときには今度は私らが代わって他の人がこの予算書を見たときに、何で石橋町長はあの合併当時にこれだけ一般会計から繰り入れをせにゃあいけんような事業を何で始めたかいないうことになりゃあせんかと思うんですよね。事務的に繰り入れるものと例えば行政放送としてコミュニティ番、チャンネルとして流すその経費は経費として、やはり的確に評価して事業として項目をたって繰り入れて、あのう、一般会計の方から入れるべきではないかと思うんですが、それを、あのう、先ほどはX年の時には考えとる言われたんで、だけ、来年再来年にかけての、その一般会計の項目についてはそういった方法を、にとつてもらうように希望しますが、いかがでしょうか。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) 徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) その収支については大変重要な問題でございますので、いろいろご指摘もあつたわけでありまして、課長が答弁をしたように、X年度にはそういうことをかな、検討をして結論を出すということを言ってますので、今後1、2年で検討していきたいのと、十分に検討していきたいのと、まあ、いうふうに思っております。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(三上徹) はい、亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) そうしますと昨日のところで課長はこのケーブルテレビの開局に向けて着々と準備が進んどるということでしたが、まだ今年の場合は暫定的で今からいろいろ検討しながら本式のものに作っていかんやあいけんとして理解して次の問題に、あのう、質問に移らしてもらいます。先のと、先ほどのとちょっと関係するんですが、4番目に一般的な情報制作業務とCATV業務の区分けが必要ではないかということですが、これは時間ありませんので、先に、あのう、意見として申しあげさせて貰いますが、町は町として、この町全体としての情報管理、情報施策と、をするのが行政業務としてあるはずで、ほいで、一つはこれはケーブルテレビの、を運営していくという業務もあるわけですが、ケーブルテレビが全てがこの邑南町の情報政策、情報課の全てではないと思います。そういったとこでこの縦分けをはっきりして下さいとお願いするんですが、今年の22年度の給与費の明細表を見ますとこれまでは、この電気通信事業特別会計は職員、町職員が1名見てありましたが、去年は、ええっと3名でしたか。ほいで今年はこの特別会計で5名が、7名が特別会計で見てあるんですが、その中に課長もみなこれ特別会計の方なんですよね。ほいで町全体としての情報政策、情報推進していくトップはどこにおるんですか。ケーブルテレビの特別会計におるんですか。

●桑野副町長(桑野修) 番外。

●議長(三上徹) はい、桑野副町長。

●桑野副町長(桑野修) 先ほどの質問ですけれども、本来のケーブルテレビの業務とそれと一般の、あのう、情報政策業務という区分けはなってるかということでありまして、一般会計の方にも情報制作費が組んでございます。これは、あのう、ケーブルテレビが導入、事業が導入される前からずっと基本的に変わっておりません。そこの方で一般の情報政策、町として情報政策を考える意味で予算化をしておるところでありまして、ですからケーブルテレビの運営についての費用は、あ

のう、企業的な感覚持って特別会計ということで今処理をしておるわけでありまして。そういうわけでその先ほどの問題も出ておりましたように繰り入れ繰り出しという関係で繰入金の中にその行政分の、行政がやるべきものをケーブルテレビでやるわけですから、あのう、繰り出し金として出すという形をとっておるわけですが、それと今の職員の部分で、今現在、テレビの放送センターの方に業務にしておりますのは9名おります。ですから一般会計の方で2名は、あのう、見ておるわけでありまして。職員分として。それは一般情報政策として見ております。そのただ、予算化をするときに、その総務費の中の職員として、あのう、これはほかな定住企画課の職員もそうでありますけれども、情報政策課の職員の分も全て総務費の一般管理費の中に含まれております。ということで、その一般関係、あのう、一般情報課、政策の業務分の職員分は、あのう、予算でいえば一般会計の総務費の一般会計の中の職員の給与費等に含まれておりますのでそのへんの区分けはしてあるというふうに認識しております。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、総務課で情報政策の職員は見てあるんですが、情報推進課長、なあ、情報推進課というのは、町全体の情報施策について関係する部署であろうお。その部署の課長の給与は特別会計の方へ出ちゃあおらんのです？

●**日高総務課長(日高禎治)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、日高総務課長。

●**日高総務課長(日高禎治)** 人件費のきゅう、計上の仕方でございますが、先ほど副町長が言ったとおりでございます。あのう、個人的なものを、こうどこでどういうのは人事的なこともございますが、基本的にいうと今向こうの方の業務が非常に、まあ、当然今後大きくなっていくということで、まあ、課長分については、そちらの電通関係で組んでおることになっております。まあ、人でこうということはないんですけども、一応そこで見ておるといのは現実には、あのう、予算計上はしておるところでございます。はい。

●**亀山議員(亀山和巳)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、亀山議員。

●**亀山議員(亀山和巳)** はい、そこでさっきからも言いますように、このケーブルテレビの事業、特別会計の事業とやはり一般会計での事業というものの区分けいんですかね、そこは将来的にできる様にしてほしい。ですから今の全体、町全体の情報推進についての業務を統括する課長はやはり一般会計の方におってもろうて、特別会計のケーブルテレビはケーブルテレビ専属で良いんじゃないかと思うんですが、まあ、これはまたちょっと考え方も違うかもしれませんが、検討をお願いします。そいでちょっと時間が無くなりましたんで、さい、あのう、もう二つありますが、6番目のインターネットの利用環境の件ですが、これはこれについては、あのう、前々からも聞いておりました、いろいろ担当課にも相談をしましたがなかなか難しいことがあるということでした。実際にはこれはe-むらづくり計画では超高速インターネットいうて、吹いて、吹いて言いますか、宣伝して、あのう、加入しとります。そいから実際の加入推進の時に超高速という言葉をつこうとります。これはちょっと看板に偽りがあつたかないう感じがするんです。ほいで、計画を立った当初、平成10何年、15、7年だったかいな、8年なるんかいね、その当時はやはり光ケーブルを張るということは大変にええことだ思うて皆思うとったんですが、やはり2年さん、3年経ちますとやはりこのインターネットの業界、言いますかいろいろソフト面にしてもハード面にしてもどんだん

進んどります。1年前の機種がもう中古化してしもうて、はあ古い機種になるようなそれだけ移り変わりが早いです。そうした中で今インターネットをつこうとられる方が、どうも速度が遅いと言う声をよく聞きます。それにはいろいろ事情がある、その原因も課の方では分かっとるはずなんです、何でもここで、この正式な供用開始するまでにそのことを、の対応策が打たれなかったのか、今、国の方では民主党のマニフェスト違反というようなことが言われとりますが、宣伝したことと実際とが違うじゃあないかいということが今インターネットを利用されとる方の方で声が上がりよります。このことについてはいろいろ財源的なこともあろうと思いますが、やはり同じ3千500円でのワンプランです、邑南町の場合は。プランが無いんですよ、ワンプランの中で3千500円を皆同じように出されるのであるんなら、ベストエフォートは20メガかもしれませんが、ある程度のところの制限はできるようにしてないとマニフェスト違反だいうてまた言われそうな気がするんですが、そこんとこの対応は早急にできませんでしょうか。

●安原情報推進課長(安原賢二) 番外。

●議長(三上徹) はい、安原情報推進課長。

●安原情報推進課長(安原賢二) 先ほどのインターネットの速度が遅いという件でございますけども、昨年の末ごろから、そういう苦情を利用者の方から聞いております。で、新年度の予算組みをしますときにも、まあ、財政課と協議をしたところでございますが、バックボーンの増設をした方が良いのか、あるいは、あのう、帯域制御が良いのか、というようなことをしま、議論いたしました。が、とりあえず帯域制御を、の装置をですね、実は、今日から設置をしまして、そのデーターの種類を調べることを今月いっぱいやろうと考えております。で、そのサンプルの収集が終わりましたら、この結果を参考にですね、参考にしまして、早急に対、対策を講じたいと思っております。おおなんケーブルテレビのインターネットに加入していただいた方々に大変ご迷惑をお掛けしておりますことをお詫び申しあげます。今しばらくご辛抱いただきたいと思っております。よろしく願います。

●亀山議員(亀山和巳) 議長。

●議長(三上徹) はい、亀山議員。

●亀山議員(亀山和巳) はい、あれで安心しました。今それ問題を抱えながら新しい、あのう、開局をしていくということが不安に思うとりました。言いますのはこれはやはり、あのう、人気商売じゃありません。やはり悪りいふよう、風評が立ちなえるとどんどんどんどん離れて行かれるんじゃあないかと、ほいでインターネットせつかく設備したんですから、多くの人に利用してもらわにゃあいけんのです。だけ、悪りい風評が立つまでに対策を急いでいただきたい、まあ、今伺いまして、すぐ今日からでも対策が取れるということなので、それを期待しております。それでやはり今の当初の計画では都市との情報格差を埋めるために光ケーブルいうことでありましたが、やはり計画当初から現時点の開局いうことになってきますと、やはり都市と田舎との格差いうのはやはり以前としてあるように感じます。言いますのは都市のあれだけの利用者の多いところと、この邑南町のように特にインターネットで言いますと、通信線が長ごういる、それにゃあ利用者は全体のまだ3割未満であるということで運、経営的に施設としての効率としちあや大変悪いもんがあるんだと思います。ほいで、都市と同じようにいうてもやはりそれは限度があることをやはり皆さんにも知ってもらわにゃあいけませんし、要望があるけいうてどんどんどんどん金をつぎ込めるいう状況でもありません。いうことは民間のあれだけ大、大手のNTTであるとか、KDDI、そいからメガ・エッグ、中電のメガ・エッグとかいうそういった大きな資本のところとやはりこのおおなんケーブルテ

レビが同等なことをするというは先ず無理があるということを、もう、やはり利用者の方に理解してもらわなきゃいけません。それがためにはやはりこのおおなんケーブルの基本的な考え方、ここまではやります、これ以上は無理ですよということをやはり明確にやはりして、皆さん方に示してそれ以上のサービスを求められるんなら、しょうがないですが、民間の方捜してくださいというようにしていかなきゃやはりなんぼでもどんどんどん投資していける環境でないことを、それとやはり基準というものをな、やはり明確に早い内にして貰いたいと思います。ほいで、インターネットの回線が遅いで何とかならんかいって民間へ相談しましたところ、そうしたら経費面ではあなたが施設のあるところへ移転してもらった方が一番安うつきますという話があったんです。民間ではそういったことをいうかもしれませんが、このおおなんケーブルテレビは公設公営ですからそういったことは言えません。言えませんがやはり民間とは違う、さっきも言いましたが限度があるということをやはり利用する皆さん方にも超高速インターネットでバラ色ですというようなことはもう控えた方が良くないかと思えます。

●議長(三上徹) 時間が、なりました。

●亀山議員(亀山和巳) はい、ほいじゃあ時間になりましたんで、ほいでは今後やはり今から、考えていくのに、今は先ず第一ステップ、情報基盤の整備がようやくできた段階だと思うんです。今から第2ステップ、第3ステップへ行かになんかできません。ほいでこういった、あのう、利用についての、あのう、結果も出とります。そ、そいからやはり元々作り上げましたこのITによる夢響きあう元気な里づくり、やはりこの基本に返って今から町民の方が喜んで貰える施設にせになんかいいん思います。ほいで、いつだ、いつか前にもいろいろ言いよりましたら、こっちからいわんでもそがあ、それは分かっとる、執行部でやる、無駄な投資にはせんようにするいうていつだやら町長言われたことがあります。だけえ、是非その言葉を忘れんように今からこの利用、この計画に向かって町民の方がやってえかったよのう、やっぱり他のところよりゃあ、あれだけ金がかかったがやってえかったのよ、よう、やってえかったのういうような施設になんとか作り上げていただきますように、こ、この度が開局が終わりじゃありませんので、これからが出発だ思うて、またよろしく願いいたします、ことををお願いしまして私の質問を終わります。

●議長(三上徹) 以上で亀山議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩いたします。再開は10時45分といたします。

—— 午前10時33分 休憩 ——

—— 午前10時45分 再開 ——

●議長(三上徹) それでは再開をいたします。続きまして一般質問順位第12号長谷川議員登壇をお願いいたします。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 共産党の長谷川でございます。ただ今より3月議会の最後の一般質問を行いたいと思います。一般質問を始める前に会場の皆さんに一言申しあげたいと思いますが、ずうっとこの度みておりますと、官僚答弁のように質問内容を確認し、更に慇懃無礼に答弁書を読むようなやり方は止めて貰いたいと思います。議会改革が進んだ議会では事前に答弁書を議員に配布し、お互いの考えを知った上でそこから論戦スタート、これがこれ、今後の流れです。是非簡潔明瞭に答弁をしていただきたいと思います。先ず最初に、石見交通の存続を求める運動について、見解を求めていきます。先ず、廃止の場合、23年度の3月いっぱい、4月から廃止された場合に

町の経済的な負担、行政経費というのはどれくらいの見込みかということを端的に現在の赤字補填との比較でいくぐらいになるかということを先ずお伺いしたいと思います。それから町長には、あのう、存続を求めるために今石見交通にもお出かけいただき、あのう、要望はしていただいておりますわけですが、今後はどういう運動をしていかなければいけないかということについてのお考えをお伺いしたいと思います。

●細貝定住企画課長(細貝芳弘) 番外。

●議長(三上徹) はい、定住企画課長。

●細貝定住企画課長(細貝芳弘) 簡潔にということでございますので、数値等をお示ししてお話したいと思います。先ず、あのう、川本線が廃止された場合として、現段階で明細な数値というのはなかなか難しいです。しかしながら、あのう、現行で今動いているバスの補填等の経費がありますので、それをちょっとお話したいと思います。石見交通株式会社への赤字補填分として947万3千円、それと矢上高等学校の生徒が通学しているわけですが、その定期券の補助金として447万7千円、更に石見交通バスの利用区間の割引補助金、補助として401万6千円、計千796万円というものが実際に、廃止ということになりますと、これが不要という金額で上がってきます。補填もですかね。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 運行した場合。

●細貝定住企画課長(細貝芳弘) いや、あのう、廃止になって、別に運行した場合はですね、あのう、今の現行で言いますと先ほど言いましたように、代替交通どういうふうにするかというのはまだ、あのう、十分検討してないんですが、現行の55人乗りバスを2台走らせるとしまして、往復今18便走っておりますので、それらを全部運行さし、しますと、運行委託料あるいは燃料費、管理等というような経費が出てきます。それが、ざっとですが2千300万円ぐらいはかかります。したがって、行政経費という視点で言いますと、500万強というのがうわに経費として上がってくると思います。いずれにしても川本線は、まあ、通院通学等における必要、必要不可欠な路線でございますので、まあ、議員さんもメンバーに入っております生活交通検討委員会というので議論しておりますが、あるいは国の補助事業を活用しながら、川本と連携で設置する予定の法定協議会において、実態調査等踏まえて方向を示していきたいというふうに思っておりますので、ご理解賜ればと思います。以上でございます。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 2番目の、まあ、存続を求めて住民上げての運動をしたらどうかというご質問ではございますけれども、今年の2月1日にご案内のように川本町長とほいから私がですね、石見交通に出向いて、川本線廃止撤回の申し入れをしたわけでありまして。その時の雰囲気や若干お伝えした方がよいのかなと思うんですが、まあ、当日は社長が出られました。で、どちらかと言いますと私も邑南町はですね、従来から今課長が言いましたような数字でもって、しっかり補助をしているということを私は思っているわけでありまして。で、そこはよく認識いただいておりますように感じをいたしました。ただ、社長が仰ったのは2点あると思います。一つは、まあ、うちの路線だけではなくて全部で16路線あるわけでありまして、そのうちの15路線でしょうか、まあ、ほとんどが赤字で大変なんだということでございます。それともう1点はですね、やはり、あのう、石見交通にJRから移ったという経緯の中で、県がどれほどの支援を今までしてきたのだろうかというような、多少の不満は実は持っていました。で、そのことを、まあ、社長は特に、

まあ、強くこう私どもにも仰ったので、まあ、我々としては是非存続して貰いたいという言葉で、終わったあとでですね、こちらへ帰って、そのような県に対しての対応についての不満については、県の交通対策課長にはお知らせをしたところでございます。そういった中で、この存続運動ですけども、私は、まあ、どういう形があるかどうかということ、まあ、研究しなきゃなりませんが、単にその今から署名活動をしてどうこうという状況で、糸口が見つかる、見つかるということに私はならないと思うんですね。つまりその経済的な観点からですね、非常に今苦境に立たさ、立たされているというところが非常に、まあ、当日の面会の中で色濃く出てましたから、そういう意味での存続運動がどういう形で、があるのかなあということは少し、まあ、考えていかなきゃならんとは思いますが、これは、あのう、路線でございますから、単にこれ邑南町だけで、ということだけではなくて、県あるいは関係町ともやっぱり意見交換しながら、今から考えていく必要があるんじゃないかなあ、まあ、いうふうに、まあ、思ってます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 先ほど、あのう、課長が、あのう、川本町との協議の関係の説明もしました。で生活交通対策検討委員会でそういう話があったために、マスコミ各社は、例えば中国新聞に代替路線の検討視野ということで、山陰中央もそういう形での書き方をしました。つまり存続運動そのものはもう腰が砕けてるんです。で、例えばこれが矢上高校の存続の時だったら、町長、どんな姿勢をとられます。全然違うじゃあないですか。で、この石見交通の路線が邑智病院やそして矢上高校へ通う子ども達にとってはどうしても欠かせない路線なんです。で、先ほど、あのう、課長が、50のりん、55人乗り2台で2千300万と言いましたが、今運行してるのは4台です。だからどういう形で考えとるんか知りませんが、4台確保しなきゃできないんです。で、実際に石見交通の労働組合に示している経費の計算でいうと、3千30万かかってます。ですから500万がうわにいるぐらいの話じゃあないんです。まさに倍の費用がかかるということで、そういう意味でも、あのう、この点では是非とも存続をして貰って公共交通としての社会的責務を果たして欲しいというように思うわけですが、あのう、町長も非常に会社に理解されて、会社の態度を理解されたようですが、会社はそんな態度じゃありません。労働組合と交渉した結果の議事録をいただいておりますけれども、組合が各市町も存続に向けて陳情に来ているのではないかと、言って、会社に問い、問い合わせたら、各市町が陳情に来られたが、強い要請ではない、こう言ってるんです。だから、あのう、真剣に来てないと思うと言って会社側もあ、あのう、足下見てるんです。その上にこういうことまで言ってるんです。利用者が少なくてもバスが運行しているからという安心感だけを主張されている、議会对策、住民対策で来社されているのではないかと、減額の話は聞いてないとか、こういうことをね、労働組合には説明してるんです。だから議会对策や住民対策で言っとるだけだよと、格好だけだよというふうに言ってるわけですが、そういう点でもその腰砕けの形が私は思います。で、ほんとにそういう意味では、あのう、地域の病院に通う患者さんや高校生の足を、あのう、住民の交通手段を確保していく上でもどうしても私は必要だと思いますし、この石見交通バスがJRを撤退する時に走っていただいた時に、邑智郡の各町村はいろんな協力をしました。旧瑞穂町では、あのう、小河内の旧JRの車庫のところの宿舎を500、550万ですかね、で、改修して、ちゃんと泊まれるようにしたり、やっぱりいろいろすごく応援してるんです。そしてなんとか励ましていこうっていったのが平成15年でしょ。たった7年前にそういうことをして、で、いざ、儲からないからということで撤回、あのう、一方的に通告して行くという姿勢、これは私は

許せないと思うんです。で、実際に石見交通が経営的な面で理解せにゃあいかんなあというふうに町長仰いましたが、例えば川本線だけみれば赤字は全額補填してるんですよ。だから損はしてないわけでしょ。そして乗客数も比較的他の路線よりは多い。それは高校生や邑智病院への通院とかです。ですから、例えば、あのう、昼間の乗車数が少ない分の減便だとか、そいから、補助金もうちょっと上乗せしてでもなんとかやってくれないとか、そういう話し合いではなくて、相手は止めます、こっちは続けて下さい、白か黒かの交渉をずうっとやってたんじゃ、これは前に進まないんです。その点で、町長もう少し積極的に、せめて矢上高校存続の意欲ぐらいを持った姿勢をやっぱし私は示していただきたいと、そうしないと矢上高校も駄目になるんです。いかがですか。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) あのう、まあ、組合に説明されたことについて私分かりませんけども、それぞれやっぱり各関係の首長がそりゃあ陳情に行ったんだろうと思いますが、やはり温度差があるのかなあと、真剣なところとそうでないところと、それを十把一絡げに、いや、実は真剣さがないよということになったとすれば私非常に不満ではあります。ですから必要性については十分に訴えて来たつもりでありますけれども、非常に今の会社のいわゆる姿勢が、変わらないということの中でやはり私としては、当然存続のことについては県と一緒にやってやる、やりますけれども、あわせて万全の体制を取らなきゃいけないということについてもご理解をいただきたいなあというふうに、まあ、思います。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 町長が、あのう、石見交通からの通告を受けたときに、あのう、最終的な時にはほんとに町が責任を取るという表明をされたことはやっぱし大きな安心感を与えていると思います。そしてまたさい、その最初にやっぱし、他所の町と違って、うちの町はほんとに意欲を持ってる、存続のため運動するんだという決意も表明されました。そこで、あのう、今いわみファームの問題で覚書を遵守させる、させんということで、大変な議論になってますが、この川本線の運行に関する基本協定というのがございます。平成15年の2月の5日にされたものでございまして、これは大田市長、川本町長、石見町長、瑞穂町長、それから島根県企画振興部長、ほいから、あのう、現在の石見交通の社長と、これが連名でやっている協定書です。で、その中には一方的に通告してやめても良いとかいうのは絶対書いてないです。運行計画の変更その他協定に定め、定めのない事項について、双方が協議してこれを定めるものと。この協定を遵守して貰ってちゃんと、あのう、する、しない、要するに存続するしないの白黒の話じゃなくて具体的に話し合いのテーブルに着いて貰うということをこの協定を元にやったらどうですか。最低限石見交通はそれに応じる責任が私はあると思います。で、それで出ないのであれば私は、あのう、確かに署名運動も非常に大事だと思います。あわせて、あのう、テレビやマスコミを呼んで石見交通のバスを借りて2台、3台借りてですね、ほいから、全ての超党派で、うちの共産党も宣伝カーを出しますから、全部連れて、候補者も連れて、本社へ行って具体的にどうしてくれるんだという交渉をすることが、今他の15世、15路線廃止をされて生活手段が無くなってしまうというところの励ましにもなりますし、そういう運動をして、石見交通のバスに乗って行けばお客さんですから、会わないってわけにはいかないです。テレビ局も来てもらってその姿見せてほんとにどれだけ真剣かっていうのをやっぱしやるべきじゃあないかと。去年ですか、あのう、美郷町で沢谷線、粕淵と赤名を結ぶ線が

ばつさりと、あのう、なくなりました。あのう、補助金をもう出さないとか何とかいろいろこうあったそうですけども、ですから今美郷の人は病院へ行くときに、大田の市立病院へ行くしか、三次の方とかはもう全然路線が切れてしまっていて大変困ってらっしゃる。そういう意味ではほんとに、その公共交通の会社として、基本的に赤字も出てないで、存続できるんならしてくれということで本格的な交渉を私はするべきだと思うし、そのことをやっぱり示し、示さなければ最終的には9月の決定ですからあと半年あるわけです。その間にやっぱり是非私はそういう運動を提起して町長が先頭に旗旗を持って行くべきだというふうに思いますがいかがですか。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、今、県とですね、お互いに情報交換をしてるわけでありまして、会社がどこに真意があるのかということをやっぱり県は今探っているんだろうと思います。それによつては県も、対応が違って来るんだろうと思います。それでもなお、かつ叶わない時には私も仰るようにこの協定のことを踏まえて、県と一緒にいくように、まあ、努力しなきゃならんなあとすることは当然思っております。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) いざという時には町長先頭に立っていくということで、恐らく議会の皆さんも全員そうだという立場で一緒に運動していただけたらと思いますので、自民党の県の候補者も社民党の県の本部の宣伝カーも来てですね、石見交通の本社を囲んで、残せと、住民の交通手段を奪うなということをやっぱし私はやっていくべきだというふうに考えておりますので、是非その時には、あのう、よろしくお願ひしたいと思います。2番目には、いわみファームの問題です。いわみファームのこの件が発生してから、今4か月余りが、近くが経っていますけれども、あのう、行政も非常に大変な日夜奮闘されて、まあ、BOD20以下の水ということまでは漕ぎ着かれたわけで、漕ぎ着かれたわけでございますけれども、あのう、やっぱりこの事件がなぜこういうふうが発生していったのかという、その歴史的な経過を踏まえながら、あのう、地域振興は非常に大事だけれども、地域振興の美名に隠れて、環境保全とか住民の安全とかそういうものを無にしていけないし、ということが大きな教訓として出てきたと思います。で、その点で、あのう、私は、まあ、町長もご存じで、ご存じのことではございますが、改めて私は、あのう、確認したいと思いますが、あのう、この事業を導入をされた時の経過やその中身について、非常に簡単にですね、あのう、お答えをいただきたいなと思いますが、いかがですか。

●藤田農林振興課長(藤田憲司) 番外。

●議長(三上徹) はい、藤田農林振興課長。

●藤田農林振興課長(藤田憲司) 一昨日の大屋議員さんの質問の時もお答えいたしました、この事業につきましては当時の旧石見町が、畜産振興計画や農業振、農、地域振興を兼ねまして、矢上地区にあります養豚場の環境保全対策もあわせて、このけ、県の補助事業導入、国の補助事業を導入いたしまして、あのう、実施したわけでございます。当初は、あのう、た、そ、敷地造成と堆肥処理施設を町が行いまして、いわみファーム社へ払い下げたところでございます。豚舎につきましては、融資を、の債務負担行為を町が行いまして建設したところでございます。また途中で、あのう、ふん尿処理問題が起きまして、平成14年には、蒸発散装置を追加して対策に、対策を行ったところでございます。以上でございます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 当時平成4年の3月、石見町議会の3月議会の施政方針で、この計画が発表されて当時2億4千万で3か年で実施するという計画でございました。で、開発協議を県に出し、了承を受けて12月に用地造成をしています。しかしこの当時はその用地そのものは、あのう、現いわみファームの土地ではありません。つまり所有権はまだ移ってないんですね。所有権登記されているのはその翌年の3月です。つまり事業を申請した者でない人がこの事業をやり、なお、かつこのときには桜江町への説明を協議し、桜江は反対をしている運動をしてる最中でありまして。で、更にそれが翌年の平成5年には、3月に泥水が流出、糸谷集落には4月に説明会、6月に反対運動、そして、という形になって反対運動が盛り上がっていきます。で、この開発協議、県に許可をいただいた開発協議の中ではこの養豚場の排水はせいか、あのう、生活用水の排水は糸谷川へ流すけれども、本体の排水は山越えをして八戸ダムの下流500mに流すという計画でした。で、結果的にはこれが大反対運動が起きて、桜江町議会も意見書決議をするという中で、とうとう最終的には、最初の、当初の覚書では一切流さないということになりました。つまり、元々排水は流してはいけないということでスタートした、養豚場だということですね。で、同時にこの工事をしてる最中にも、今度は、あのう、日和の方の養豚場の方からふん尿が、あのう、大量に流れているというような事故も起こしていたということを考えれば、本来町はこういうものを支援してこういう養豚業者を支援して、こういう形でやるべきものだったかどうかという点も問題だと思いますが、まあ、過去の話ですが、当時町長は議会議員でございましたし、あのう、改めてふりかえ、歴史を振り返りながらこの問題についてどのように思われるかということをして1点。それから、まあ、がんばる島根とか様々な事業を入れて、豚舎も3億円ですからそれに対する利子も含めて、債務負担行為をして、ということで町としてこれまでどれだけのお金を特定の一企業にされたかということについては担当課長に数字を教えてくださいたいと思います。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、あのう、平成4年からの事業でございますけれども、その覚書、一番最初の覚書が、無排水ということで交わされた、交わされたと思います。そういった中で、まあ、そうはならず度々事故が起こってきたわけでありまして。で、その後今度は非常に20ppm以下というような覚書が更に交わされたということでありますが、元々やっぱり感ずるのは、しっかり下流域の対、下流域の人に対して情報を出しながら理解をどこまで真剣に求めていったのだろうか、事業ありきできたのではなかろうか、というふうに、まあ、思います。特にあの地形を考えると、私は適地ではなかったんじゃないかなあと、もう少しやるのであればそこも含めてしっかり議論しながら、やっていく必要があったんじゃないかなというふうにも思いますし、まあ、少しそのあたりの行政、議会も含めてですね、責任はあったんだろうというふうに、まあ、思っております。

●藤田農林振興課長(藤田憲司) 番外。

●議長(三上徹) はい、藤田農林水、農林振興課長。

●藤田農林振興課長(藤田憲司) いわみファーム社への、あのう、事業への町からどのぐらい出しているかということでございますが、敷地造成及び、あのう、廃、家畜の廃水処理施設でございますが、これに対して一般財源ベースで申しあげますと、7千880万5千円、それと、あのう、がんばる島根で行いました事業に対しまして、2千936万7千円、更に豚舎に対しての、あのう、債務負担

行為で、まあ、まだこれは全額払っておりませんが、4千896万8千円となっております。以上でございます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 大変な金額です。一企業に対してこれだけの1億をはるかに超える、1億5千万のお金を投入して、で、ああいう処理をされると。で、少なくとも平成、豚舎ができて豚を飼われたのは、平成8年からですから、少なくとも今まで14年間ですか、営業を続けられたということは、赤字で経営がきず、行き詰まったということではなくて、少なくとも所得があったということです。所得があったということはその所得は本来ふん尿処理対策に自らの力で向けるべきお金だったはずなんです。で、そういう意味では、あのう、企業責任は果たしてないというふうに思いますが、またこういう特定の企業に対して、それ、あのう、これだけのお金を投入して、いったいどうなのかということでは、もっと厳しい態度も取るべきだったと思いますが、今回の議会でもこうした問題を踏まえてお金を出してるんだから、もっと厳しい態度で会社に臨めというふうに、あのう、言われる方もあります。しかしこれに対して、執行部の方は、操業停止を迫る法的な根拠が無いんだという説明がありました。で、先ほど町長はあそこは適地ではないと、良い場所では無いんだと、やっぱりだめだとあそこは、ということも仰ってます。そうすると町長としてはこれは法的に云々じゃあないですよ。町長の意向としてはこういう状態での操業はやめていただきたいのか、それとも頑張って続けて欲しいのか、その一言どちらですか。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、私としては、覚書というのがあるわけですから、そこをしっかりと踏まえて、町としては指導させたい、指導をしていきたいと、こういうことであります。そこがそれをして、会社がどう誠意を持って対応するのかいうところが、また判断の分かれるところではないかなというふうに、まあ、思っております。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) そうすると、まあ、覚書をちゃんと遵守すれば良いんだということなんだけれども、基本的に誠意を持ってやるかどうかということかというと、これまでは誠意を持ってなかったという事実だと思うんですね。で、そこで私は町長としてほんとに止めようと思えば法的には操業停止の根拠は無いけれども、町がもってる公権力の行使でこれを止めることはできるんです。例えば一つは、日和にある堆肥の処理場、指定管理していますが、指定の取り消し、指定管理者が、あのう、指示に従わない時、その他指定管理者の責に帰すべき事由による時云々とあります。つまりちゃんと、ちゃんとやらない時ですね。だからちゃんとやらない状況も書いてありますけど、あのう、悪臭を発生させる原料を持ち込むとか、正規の水分調整がなされてない、されてない原料を持ち込むとかいうふうに書いてあります。こういうのは調査してますか。担当課は。で、それがちゃんと守られているかどうかということは指定管理者として継続するかどうか、指定の取り消しに関係することになると思いますが、そういうことをすれば今の日貫農場はもう堆肥に持って行く場がないわけですから、操業を止めざるを得ない。またもう1点は、ちょうどあそこ地図を見ていただければ分かりますが、町道が入っておりますけれども、町道有安川の下流が糸谷川になる有安川ですが、そこを橋が架かってます。で、絶えず毎日か、あのう、10t以上の飼料運搬車が通っ

てますけれども、あそこ、あの橋はその強度に耐える橋でしょうか。危険ならば通行止めをすることは町として、町道の維持と安、住民の安全、通行者の安全のために町道の通行止めも必要ならば、通行止めじゃなくても、重量規制ですね、これは掛けることが道交法とかそのもの含めて使えбаできるのではないのでしょうか。そういうことについてはちょっと、担当課の方で回答をしてみてください。

●藤田農林振興課長(藤田憲司) 番外。

●議長(三上徹) はい、藤田農林課長、農林振興課長。

●藤田農林振興課長(藤田憲司) 日和の堆肥処理場のことについてでございますが、これは、あのう、年1回、あのう、管理の終了時に管理報告を受けております。実績、実績というか、利用報告を受けております。それに対しまして私どもは年に1、2回は現場を見ておりますが、この日和処理場については、まあ、あのう、管理が悪いくと、あのう、停止するまでの、あのう、状況ではないと思っておりますので、まあ、あのう、十分かといえは、まあ、十分でないともございますが、それはその都度指摘しておりまして管理については、あのう、許容範囲だと思っております。以上でございます。

●洲濱建設課長(洲濱芳文) 番外。

●議長(三上徹) はい、建設課長。

●洲濱建設課長(洲濱芳文) 町道橋が、あのう、町道田代有安線というのが県道から分かれて、今の養豚場の方につながっておるわけでございますが、まあ、その間には町道橋、まあ、二つ、三つござい、2橋ございます。まあ、そういうことで、その町道橋の重量制限というのは、町が管理しております道路でございますので、町がそこを調査いたしまして、例えば6tあるいは10tとかいう重量制限というものは町の方で制限ができるということでございます。ただ、今調査していないというのが、実態でございます。まあ、今後その町道橋を重量制限するべきかどうかということを調査してみたいというふうに考えております。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) まあ、そういう町の権力行使ということでそういう対策もとれるわけです。で、日和の処理場についても年1、2回ということですが、搬入される堆肥ですよね、水分なんか調査したこともないと思うんです。ですからほんとはそういうことも調査して、別に、まあ、見て良いだろうっていうぐらいでずうっとしてきたのが今回のこういう問題を起こしてる原因なんだと思うんです。ですからやっぱりそういうことも管理し、また逆にちゃんとしてくれるならきちんとさしていくということも含めて指導しなきゃいけないと思います。あのう、一番最初の平成4年の夏に、これは糸谷集落の話し合い、江尾自治会の話し合いの様子を当時の方々が語っていますけれども、江尾自治会の反対運動が広がる中、平成6年3月桜江町長自らが県も石見町も養豚業者に一滴の処理水も流せない、流させないと言ってる、何とか認め、認めて貰えないだろうかと説得に江尾住民は、説得に江尾住民は静まり返ってしまいました。沈黙に耐えられなくなった一人の住民が町長がそこまでというのなら苦渋の選択をせざるを得なくなり、4月28日旧石見町、桜江町、島根県、江尾自治会の4者による覚書が締結されることになりました。こういう行政の信頼があったからこそできた覚書です。これをずうっと裏切り続けて来たということを、我々も、あのう、反省しながら、どういくべきか、あのう、事業主自身に判断させることも必要ですけども、必要な場合にはそういう対応もできるんだということも含めて考えていただきたいと思います。で、あわせ

てこの問題では、あのう、このいわみファームの問題が非常に大きくクローズアップされて他の町内の例えば酪農家だとか和牛の農家、さらに養、養鶏農家も含めて非常に心配されています。こりゃあもう、BOD 20 ppmが全部に適応されるんだったらとてもやっていけないということです。で、これ、あのう、そういう意味ではいわみファームに覚書があるからこそこれが生きてきて、一般的にはそういうところまでじゃあなくて、法に基づく基準が適用されるのであるということの確認をしていただいて、いただ、いただきたいことと、もう一つは今、あのう、酪農家もいろいろ乳価が低迷したり飼料が高騰したりする中で非常に経営がたいへんです。そいでもやっぱり自分とこの出すものは一生懸命堆肥にしなきゃいかんということで頑張ってるわけですが、残念ながら、その副資材ですね、おがくずだとかそういう物が不足しているということと、町内にあっても、あのう、町外へちょっと高い値段で買われるとすぐ町外へ流れてしまうんです。で、そういうこと含めた実態調査と、その支援の方向っていうのはやっぱり早くとらないと第2、第3のいわみファームになってしまいます。是非その点では町長のお考えをお伺いしたいと思います。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、ファームも含めて畜産というのは、うちの、邑南町ですね、生産額の相当な部分を占めてますので、とにかくこれを衰退させるわけにいかんというのが当然町としてもあるわけです。で、ただ、私も農民連の紹介で、畜産の方にもお会いして意見を伺ったんですけども、例えば、おが粉でありますけども、非常に不足していると、で、これを、た、他所から買おうとすればたいへん高いということです。で、議員ご指摘のように今たいへん経営が厳しいと、何とか町内で賄ってもらえんかどうかというような、たいへん強い要望がございました。昨日の答弁でも申しあげましたと思いますけども、やはり山が荒れてる、じゃあ山をどうしようか、そしてその山のその木をこういう形で利用すれば、こういう畜産の方にまで回されて、とく、とにかく町の地域資源という物、循環できるよとこういうことをやっぱり考えていく必要が、もう時期に来てるのかなあと思ってます。そういうことをやっぱりやる、やるとすれば各農家あるいは各木材業者に任せておるということでは済まないと思はれてます。共通の課題、共通の町政としてのたいへんな重要な課題であれば行政が積極的に関わって行って、大いに今後その研究をしながら、成果物を出し、出していく必要があることをたいへん強く思っておりますので、是非研究検討していきたいというふうにも思います。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 非常に、あのう、力強い答弁をいただきましたが、あのう、そういう中でも今、あのう、さん、農林振興課で耕畜連携の事業に対して非常に力を入れてらっしゃるということで、これは、あのう、戸別所得補償の関係でも、転作田に何を作るかということで飼料稲の増反ということが進められています。で、耕種農家は飼料稲を作る、そしてアグリサポートが、収穫をし、ホールクロスサイレージにする、そして酪農家が、という、こう、回りがいつてるんですね、そういう回りが組み立てられてらっしゃるんですけども、あのう、飼料稲には相当収量があるということは逆にそれだけ堆肥がたくさんいるっていうこと。良質な堆肥を作る上でも、先ほど町長が仰っていただいたように今酪農家さんの中でも、その品質がすごいこうあるんです。そういうことに対する指導もしながら、あのう、援助もしながら、良質の堆肥を作って入れていかざるを得ない。その堆肥を作るという部分がやっぱり弱いと思います。ですから是非その点に力を入れていただき

たいということと、あわせてアグリサポートがカバーするのは圃場の条件が良いとこなんですね。大きな機械ですから。しかし、邑南町で千500ヘクぐらいある水田の中で、1千ヘクが水、水稻、まあ、200、200ヘクぐらい野菜とか、まあ、その他のものが植えられている、あとは自己保全と調整水田で、戸別所得補償と水田利活用の事業でいうと、あのう、転作にカウントされないと、減反にカウントされないということで、12月の末に説明がありましたが、その点について確認をします。

●藤田農林振興課長(藤田憲司) 番外。

●議長(三上徹) はい、藤田農林振興課長。

●藤田農林振興課長(藤田憲司) ご指摘のとおり、あのう、耕畜連携事業の推進のためには良質な堆肥が必要だと認識しております。現在もアグリサポートで事業を行っておりますが、これも堆肥の最終的に、あのう、ホールクロップサイレージを作付けした場所には堆肥を、あのう、還元するようにやっております。この面でもご指摘のように、あのう、堆肥の質が酪農家によって違いますので、あのう、先ほど町長が言われましたようにおが粉等の副資材も入れて良質な堆肥作るように指導しております。また、あのう、ええっと、あのう、ちい、生産調整の絡みで、あのう、こう、耕畜、今調整水田が300ヘク近くありますのでこれに対しても、あのう、圃場の良いところは、まあ、今アグリサポートの方でやっておりますが、圃場の狭いところについては今研究中でございまして、今後耕畜連携事業に、の方で、あのう、もう少し小さい機械があればということで今研究をしておりますので、今後検討しまして対応して行きたいと思っております。以上でございます。

●議長(三上徹) 転作面積にカウントされるかどうかということは。

●藤田農林振興課長(藤田憲司) あのう、転作面積にカウントされるという部分は、今は、今の段階では今年1年は改善計画をつくれば、あのう、この今後3年以内に、あのう、作付け計画を出すと今年の場合はようございしますが、来年からの場合はまだ不透明でございます。それにつきましてはまだ、あのう、県、国の方からの情報が正確な情報がきておりませんが、あのう、少しでは延びるんじゃないかというような、まあ、未確認でございますが、の程度でございますので、今のところは今年1年の制度だと認識しております。以上でございます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) まあ、今年は、あのう、調整水田とか自己保全について何か植えるという改善計画を出せ、出して市町村長が、まあ、一応認定すればそれで良いですよということで、来年からは不透明だと、これはやっぱり相当深刻な問題なんです。で、自己保全や調整水田になるところはしゅうこう、条件の悪いところですから、そこになにか作付けをしてどうかしようっていうことになると思います。で、来年から分かりませんよっていつてもすぐ来るわけです。ということで、先般、あのう、うちの元、あのう、衆議院議員の中林、あのう、よしこさんや、あのう、県会議員の野村さんに、農水省の方に私ちょっと都合つかんで行け、行けなかったんで行っていただいたんですが、で、農水省の大臣官房の、あのう、今野さんとかいろいろこう、あのう、お会いして話を聞いたところによると、あと2、3年は延びるよという回答です。で、あのう、それは2月の19日です。で、最新の3月3日付けの、戸別所得補償モデル、制度モデル対策に関する実務担当者向けQ&A、農水省のホームページ、3月3日付け、これにはもう載っています、そういつて、ちゃんと、改善計画は5年程度と考えて良いか、これに対して期限は2、3年が限度でなる、限度になるのではないかと、改善計画正式に作ったら5年だけど、という話が出とったんだけど、やっぱり

2、3年は、その間になんとか軟着陸しなさいよっていうことが、もう既に出ています。だから確かな情報が入らん、入らん、行ってないで、こういう角度で今から準備をして、2、3年のなかに、2、3年のうちにどこまで解消するのかということ具体的、具体的に取り組まないと戸別所得補償の1億3千万が全部、全額貰えないということになっちゃうんです。ですから、そういう意味では今、いわみファームで忙しかったかも知れませんが、今度はこの問題に真剣にやっぱり取り組んで前向きに進めていた、いただきたいということをこの問題では最後に要望しておきます。次に3番目の国民健康保険税の値上げについてです。今回の3月定例会では、一気に32%の国保税のアップというような案が出ております。で、去年15%でした。で、議案の質疑の中や全員協議会の中でも質問しましたが、収支ギャップをなぜ2年間で改修しなければいけないのかという、まあ、一応執行部の計画は2年で収支バランスをなんとか調整したいということの考えのようですが、何で2年なのかという説明がないんですね、で、例えば介護保険でも一応3年ごとなんです。後期高齢者でも3年ごとなんです。国保連合会なんかでも改良計画を作るときは3年の計画で作るんです。そして、途中で3年目に見直しをして例えば5年ぐらいで、まあ、良いところへ落ち着くようにするとか、そういう、こう、もうちょっと、その激変緩和も含めてやっていくんですが、一気に2年間でこのゴソッとその値上げをしてやるっていうのは私は納得できません。で、全国的にも、まあ、あのう、そういう国保税大きく値上げしなければいけ、いけなくなった理由は、あのう、一番大元はやっぱり国が、あのう、国民健康保険に対する、あのう、国庫負担というのを大幅に削ってきたということが大きな原因です。1980年頃までは、だけ制度が昭和34年ぐらいにできてますから、ちょうど20年ぐらいは、国庫負担率は49.8%でした。ところが、07年にはこれが25%に落ちたんです。で、それ全部加入者が払えってことですから、そりゃあたいへんです。そういう形になってきて、同じ年で調べると一人当たりの保険料は、1984年時点で全国平均で、3万9千円だったのが現在8万円になっています。正にそれ全部住民にということで、で、どんどん高くなりますから払えない人が増えてきて、収納率も、1980年には93%あったものが、現在では9割割って、88%になっています。で、その払えない分をまた皆んなが被って払うという形になって、どんどんどんどん悪循環になってるというのが今実態です。で、民主党が政権をとりましたが、このときの民主党の公約では国民健康保険税がたいへんだというんで、国庫負担をボーンと増やしますということで、9千億円投入しますという約束したんですね。しかし、今年度予算でついたのはたった40億円です。これも、あのう、看板倒れという先ほど話がありましたが、こういう状態でやっぱりもっと大きな運動をしていく必要があるなというふうに思っています。そこで、具体的な説明として制度改正によって、具体的に後期高齢者の医療制度ができたことによって、大きく負担が変わってきた問題があると思います。それからもう一つは、合併協議で、まあ、私は町村合併最後まで反対しましたが、まあ、合併してしまいました、まあ、良い町にしたいと思って今頑張ってるんですが、その合併協議のとく、時にはやっぱ一つの矛盾があったんじゃないかということをおもいますが、その点についての見解をお伺いします。

●表町民課長(表正司) 番外。

●議長(三上徹) はい、表町民課長。

●表町民課長(表正司) 今回の保険税の大幅なアップでございますが、今質問がございましたように先ず、合併協議から今日に向けての国保運営について、また制度改正等の運営についてのことでございますけれども、先ず、合併協議の関係で、今の結果的にみますと、まあ、あのう、合併協議の段階ではそれぞれ旧保険者のそれぞれの町保険者ではいろいろと医療費の負担等についてもバラバラ

でありました。また保険税についてもいろいろ、あのう、差異がある中で、まあ、合併協議においては、あのう、旧瑞穂町の例に習い、算定するとされてきております。そうした中で、まあ、負担は低くといった措置にはなりますけども、国保財政を運営していくには、まあ、それが恒常的で成り立っていくのかというところは、まあ、そういったものが、まあ、私の方で言えば逆に矛盾があったのかなという感じているところでございます。医療費の状況と、まあ、保険税の負担でございすけども、まあ、一人当たりの医療費の状況を見たときに、合併前の医療費の状況見ましても、まあ、旧村でいえば、瑞穂、瑞穂町が一番低い状況にあっておりました。そいから保険税率におきましては旧羽須美村と、まあ、その若干高いところで瑞穂町が一致しておりました。まあ、そういった中での医療費の大幅な増額が、まあ、合併の中では旧町村足しますので、あのう、増えてきます。そうした中で、一人当たりの保険税額は、まあ、低いところの位置からスタートしてますので、まあ、それが今までの国保運営の中で、あのう、一人当たりの調定額でいえば据え置いてきたといった状況でございす。まあ、そういった国保会計の運営につきましてはそれぞれ医療費の推計から決めまして、見込める財源等をもってその年度ごとの保険税率を算定していきますけども、まあ、これまではその年とその年の推計により見積もりしまして、まあ、単年度の財政状況で運営ができると判断したてきたところでございす。まあ、結果で見ると国民健康保険事業を運営してくる中で、収支不足にあたっては、まあ、基金の取り崩しで補ってきたところで、実際的には会計的には黒字決算をしておりますし、あのう、実質は、あのう、収支赤字、け、赤字決算となっておったところでございす。

●議長(三上徹) 簡単にやってあげて。

●表町民課長(表正司) はい、そういったわけで平成20年度の改正も、踏まえたわけでございすけども、まあ、私が今国保運営をやってくる中で思うに、先ず合併協議会の段階で、合併医療費の負担を考慮した保険税負担がされていたならどうだったとか、また、あのう、合併以後ある時点で国民健康保険の事業運営に際しては長期的視野に立った財政計画を検討していなければいけなかったのではと、そいから一番、あのう、まあ、進言せねばいけなかったこと反省しとるわけですが、平成20年度の制度改正に適正な保険税率を進言しなければならなかったのではないかと今では一番思っているところでございす。まあ、今回の被保険者の皆さまには、2年連続の増税をお願いすることになり、2年連続の増税をお願いすることになりますが、国民健康保険事業の安定的な財政運営を存続させるためには、ご理解を賜りたいと思っております。制度改正の主なところでの収支不足でございすが、まあ、ああして、あの20年の4月から後期高齢者医療制度が発足しまして、まあ、75歳以上の被保険者の方が移行しました。そこで、あのう、まあ、国保に加入時は、あのう、保険税を納めて貰っておりましたが、それが、まあ、あのう、移行しますので、収入的にも大幅に減額となります。それに合わせて軽減分につきましても一般会計からの繰入金も減額となりました、なりまして、まあ、国保財政的にはそういったところが大幅に、あのう、マイナスの面となっているところがございす。以上、簡単でございすが説明もうしあげます。

●議長(三上徹) どのくらい影響したかというのはええん、制度改正に。

●表町民課長(表正司) はい、制度改正では、今の一般会計の区切りで言いますと、3千875万7千円ぐらいの、対前年度と比較しまして、さが、下がっております。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 今、あのう、今回の国民運営協議、国保運営協議会の方に出された資料や、

あのう、常任委員会に出された資料は全ての資料が平成17年からの見直しなんです。だから、一番最初に答弁されたように合併協議の矛盾というのが大きく影響してるけれども、それは全く考慮してないわけです。で、その点について、私ちょっと試算しましたが、したん、試算をしてみました、平成17年度の国保税算定の時に、16年、15年、14年の各3町の、その、あのう、税率のあれがあります。で、一般と介護の分と、へ、平、平成16年の瑞穂の税率に合わせてずうっとこう試算していきますと、最終的にはですね、あのう、千700万か千800万ぐらい足りないんですよ。単年度で。で、それだけの千717万ですか、結局税率が高いのを安くしてそこが人口が多い、あのう、加入者が多い、それから収入も多い、こうあります。そういう形で影響しました。それともう一つは平成17年に50、あのう、50、50の、応能益50、応益割50に合わせたために逆に一番掛ける係数が多い人数とか世帯のところを低くしちゃったんですよ。そして上がるであろうと思った所得は前年比でいうと1億円ぐらい減ったんです。加入者の。だから税率上げたけど収入は増えなかった、そして一番多いところのその係数をしたために、結果的には税率を上げたけど赤字になった。そういうのを全部含めながら考えると、やっぱり合併の矛盾ていうのをどう解消して、したのかということも含めて考えにゃあいかなわけ。つまり全体では合併して、あのう、負担は低くで合わせてそりゃあ良かったかも知れないけれども、会計的には矛盾が生じるわけです。で、それをどうするのかっていうときにみんなが持ち寄ってきた2億4千万の基金を喰いつぶすことで課題を先延ばししてたわけですね。そして、制度改正でボコンボコンとやられて計算ミスもあっていう形になって、ドカッときたわけです。で、そのこのところの流れをしっかりとべん、あのう、整理をした上で税改正の分は出さないと、今回の分は十分な説明はされてないと思うんです。で、例えば、あのう、合併しても例えば浜田市のように不均一課税続けることができるんですよ。で、これは今回の合併特例法の場合これまでの特例法から比べて、その均一課税、不均一課税をするのが、3年だったのをこう5年まで延ばす、つまり去年まで延ばしても良かったんです。逆にそれをしないんなら、その分は別にほかのところから入れて、にも、2億4千万に積み上げておかないけん、いけんかったわけです。で、そういうことに使うための合併直後の臨時的な経費による財政措置として、特別交付税の措置がありました。その金額は3年間で邑南町で6億4千万、だからそんな中のいくらかは国保会計に積んどいていかにゃあいけんかったわけです。そういう意味でいうとその部分もある意味じゃあミスをしてた、だから先ほど課長が答弁された形、プラスなんです。で、まあ、そういう意味では、あのう、もっと解、問題を解明してやるべきだと思いますが、あのう、そうして抜本策としては基本的に医療費を、早期発見早期治療で医療費を抑制していくということが必要だというふうに思います。あのう、昨日の山陰中央で一面に広告、広告を載せると分かり難いんですけど、がん検診のこの島根県の健康福祉、推進課か、で、ここで松江赤十病、赤十字病院の村田先生という先生が検診で発見した場合と、乳がんの場合で、あのう、自己発見、やれるなといった場合で医療費の負担が差額は70万というんです。これは3割分ですから、本体分でいうと保険者が負担するのは205、60万違うんですね。で、例えば、あのう、お医者さん関係の医師国保っていうのは大体一般の、あのう、医療費の半額です。ですから、そういう早期発見ができれば、医療費が下げていけるわけですが、そういう取り組みも含めてどう将来が見えるのかということ、あのう、やっていかにゃあいかんというふうに思っています。そういう意味ではちょっと今回の税率改正は短兵急であろうと思います。最後に町長にお伺いしますが、国民健康保険の予算については当初予算については、まあ、具体的に承認されなければ、4月1日から動きませんから、これは、まあ、あのう、皆さん理解されて、議員の皆さん賛成されると思います。し

●議長(三上徹) 答えに関しては言わんのん。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) 指示を受けとるんだろ。質問に対して。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 当然、これ、あのう、報告等々も起案であがりますので一応できているというところでございます。いずれにしても要綱については現状に見あったような見直しは当然やっていか、いかなきゃならんというふうに思っておりますので、まあ、そのへんもご理解を賜りたいというふうに思います。

●議長(三上徹) ただ今石橋町長から3月12日に行われました議案第37号の質疑における答弁の一部について発言の取り消しと訂正の申し出がございました。これを許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(三上徹) 異議なしと認めます。したがって、石橋町長からの発言の取り消しと訂正の申し出を許可することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

### 日程第3 陳情の委員長報告

●議長(三上徹) それでは、日程第3、陳情の委員長報告を議題といたします。本議、本議会定例会において、陳情第1号改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書の審査が教育民生常任委員会に付託をされております。この審査結果について、委員長の報告を求めます。松本教育民生常任委員長。

●松本委員長(松本正) 陳情第1号において教育民生常任委員会から委員長報告をいたします。平成22年3月18日、邑南町議会議長三上徹様、教育民生常任委員会、委員長松本正。陳情しんしゃ、審査報告書。本委員会に付託された陳情を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条の規定により報告します。記、陳情審査報告について、受理番号、陳情第1号。付託年月日、平成22年3月8日。件名、改正貸金業、業法の早期完全施行等、施行などを求める意見書を政府等に提出することを求める陳情、審査結果、採択。この陳情は島根県弁護士会から提出されたもので、すべての人が多重債務に陥らないように、現存する多重債務者問題が早期に救済されるよう、改正貸金業者法の早期完全施行等を求める意見書を国に対して提出することを議会に要請しているものです。審査において、委員から提出の願意は十分理解できるとした上で、施行するにあたっては貸金業者への徹底した指導と改正内容の周知。システム対応の準備に万全を期すること。本年6月18日の法施行期限までに完全実施すること。ヤミ金融の撲滅ができることを望み、新たな手口対応することができるようすべきで、すべきなどの意見がありました。採決、採決の結果、提出者の願意は賛同できるものであるとの意見で一いたした。措置、願意に沿い、政府関係機関に意見書を提出することが適当である。以上です。

●議長(三上徹) はい、以上で委員長報告は、終了いたしました。委員長報告に対する質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いうでございしますので、質疑を終わります。

(委員長降壇)

●議長(三上徹) これより、討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。陳情第1号の委員長報告は採択とすべきものであります。委員長報告のとおり、採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、陳情第1号改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情、陳情書につきましては、委員長報告のとおり、採択することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案の討論・採決

●議長(三上徹) 日程第4、議案の討論、採決。これより議案の討論、採決に入ります。ここで、石橋議員、松本議員、日高議員、山中議員、辰田副議長の除斥について、採決、採決いたします。お諮りをいたします。議案第10号につきましては、石橋議員、松本議員、日高議員、山中議員、辰田副議長に直接の利害関係がある事件であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって、除斥したいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(三上徹) 異議なしと認めます。よって、石橋議員、松本議員、日高議員、山中議員、辰田議員、辰田副議長を除斥することに決定をいたしました。よぎ、読み上げました5名の議員の退場を求めます。また、この議案第10号につきましては、私に直接の利害関係のある事件とみ、認められますので、地方自治法第117条の規定により退場いたします。議長と副議長が共に退席しますので、その間の議長につきましては、先に仮議長に選任をいたしました高本議員をお願いいたします。

(6名の議員退場。仮議長高本議員、議長席に着席)

●仮議長(高本勝藏) 会議録署名議員が除斥になりましたので、補充のため。三上議長、辰田副議長が除斥になりましたので、この間、私が議事を進行いたしますのでよろしくお願いをいたします。

~~~~~○~~~~~

(会議録署名議員の補充指名)

●仮議長(高本勝藏) 会議録署名議員が除斥になりましたので、補充のため会議録署名議員の指名をいたします。9番、亀山議員、14番、長谷川議員、お願いをいたします。

●仮議長(高本勝藏) それでは、議案第10号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●仮議長(高本勝藏) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●仮議長(高本勝藏) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案

第10号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 仮議長(高本勝藏)** 全員賛成。全員賛成によって、議案第10号の、指定管理の、指定管理者の指定について、つきましては、原案のとおり決定をいたしました。ありがとうございました。ここで退場しておられます6名の議員の入場を認めます。私はこれで仮議長を終えさせていただきます。ありがとうございました。

(高本議員は議長席を退席、6名の議員入場、議長着席)

- 議長(三上徹)** 続きまして、議案第11号に対する討論に入ります。反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹)** 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹)** 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第11号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹)** はい、全員賛成。よって、議案第11号指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第12号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございますか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹)** 賛成討論ございますか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹)** 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第12号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹)** はい、全員賛成。よって、議案第12号指定管理者の指定変更につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第13号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹)** 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹)** 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第13号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹)** はい、全員賛成。よって、議案第13号指定管理者の指定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第14号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹)** 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹)** 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第14号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第14号 邑南町職員定数条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第15号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第15号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第15号 邑南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第16号に対、対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第16号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第16号 邑南町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第17号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第17号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第17号 邑南町職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第18号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第18号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第18号 邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第19号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。



(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第19号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第19号邑南町情報通信施設条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第20号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 14番。

●議長(三上徹) 14番、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議案第20号邑南町国民健康保険税条例の一部改正について反対討論を行います。現在、国民健康保険以外の医療保険についても協会健保も大幅な保険料のアップが行われようとしています。最高の県では8.26から9.42%へ上昇します。平均年収で374万の人は4万2千円、労使折半で、労働者が半分の2万1千円ですが負担増となっています。また企業健保も3年連続の値上げでありイオンなどは8.4から8.8%へ上昇します。いずれも後期高齢者医療制度が始まったことに、ことと、これに伴う国庫負担の削減が大きな原因です。後期高齢者支援金が邑南町の国民健康保険でも大きな影響を与えておりますけれども、正にこれは0歳から74歳までの加入者に収入の、収入の無い赤ちゃんまでからも収奪する大変ひどい制度で、即刻止めさせなければなりませんし、またこれまでの老人保健制度のように各町村の保険者が努力をして健康づくりを進めて、それが保険税に反映するという制度でもありません。こうした制度を早く撤廃していただきたいと考えています。しかし協会健保は健康保険法第160条で一般保険料率は千分の30から千分の100、最高10%までと法定上の上限があります。ところが国民健康保険は、平成16年の国民健康保険中央会の調査では、既に10.2%となり現在はさらに上昇し、既に払える限度を超えていると言わざるを得ません。今回の32%アップ、税率アップは制度改正による影響のみならず、一昨年の見積もり誤りや合併時の矛盾の拡大に手をつけてこなかったことが要因であることは明らかであり、加入者の責任では一切ありません。ところがこの加入者に対して今回大幅な税率アップで負担を転嫁しようとしています。加入者は町民の内の4分の1であり、そこにばかり一般財源を投入するのはおかしい、こういう議論もありますが、しかし国民健康保険は失業したり、パートやフリーターなど雇用主が健保を適用しない、そういう不安定雇用の人々、さらに年金生活者など全ての町民の命を守る最後の砦の保険制度です。だからこそ町は何としてもこの保険制度を維持させるために急激な税率アップによ、よって滞納が増え運営が困難になることを避けなければなりません。さらに国は国民健、国庫負担を元に戻すべきでございます。仮に国が責任を果たさない場合、町が立て替えとしてでも一般会計から支援をする、さらに大きな支援をするべきです。今回6千400万円の一般会計からの繰り入れが、繰り入れが当初予算に載っておりますけれども、邑南町の一般会計には町職員の共済、短期共済。医療の方ですけれども、これについて202名分、6千384万6千円が計上されています。一人当たり31万6千円の税金が投入されています。町職員には当然の事業主分を払い、国、国民健康保険加入者にはその3分2で我慢せ、せよとというのはおかしいと思います。3千人の国保の加入者に一人31万円を投入すべき、同じ立場に立つならば投入すべきではないでしょうか。最後に繰り替えしますけ、繰り替えしますけれども

本算定までは、今回の税率改正による税率は適用されません。暫定賦課は現在の税率が適用されます。正にそういう意味では不用な行為であり税金を、国民健康保険税を大幅に上げるぞという住民に対する誤ったメッセージを発信することになりかねません。無用な議決はしないでいただきたいと思います。どうか議員の皆さん是非賛同していただいて、この議決については否決をしていただきたいと思います。

●議長(三上徹) 反対討論ご、賛成討論ございませんか。

●山中議員(山中康樹) 13番。

●議長(三上徹) はい、13番山中議員。

●山中議員(山中康樹) 議案第20号国民健康保険税条例一部改正について、賛成討論をいたします。国保加入者にとりましては、税率を上げることは負担増となり家計への影響が出ることで、大変なこととは理解をしております。しかし、その要因を検証しますと合併協議会において合併後、負担は低くサービスは高くという観点から基金の取りくし、取り崩しにより設定値を低く設定して、国保運営がされてまいりました。合併後、本年までに国保予算算定にあたり資産割などによる収入減など、様々な予測が難しかったことも事実ではありますが、執行部として反省をしてもらわなければなりません。しかしながら合併後、議席をいただき、議会の議員の一人として十分な職責を果たしていなかったことを反省をしております。国保税を低くするためには、国より予算の増額を求めながら一般会計からの繰り入れを増額する方法もありますが、町民の3分の4、3千人余りの国保加入者だけに無制限に繰り入れることを、繰り入れすることは町民の平等にならないと思っております。国保会計を安定維持するため基金の取り崩しとともに、一定の一般会計を繰り入れ加入者の皆さんの理解を得ながら、今後十分な国保会計の運営を検討するよう執行部に申し入れ賛成といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

●議長(三上徹) 続いて、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第20号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●議長(三上徹) はい、賛成多数。よって、議案第20号邑南町国民健、健康保険税条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第21号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第21号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第21号邑南町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第22号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第22号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第22号邑南町高齢者等介護予防生活支援事業、事業費、事業費用徴収条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第23号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第、議案第23号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第23号邑南町道路占用料徴収条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第24号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第24号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第24号邑南町地産地消条、地産地消推進条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第25号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第25号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第25号公共賃貸住宅における暴力団排除に係る関係条例の整備に関する条例の制定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第26号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第2

6号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第26号呂南町地域保健福祉計画の一部変更につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第27号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いうでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第27号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第27号呂南町辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第28号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いうでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第28号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第28号呂南、邑智郡総合事務組合規約の変更につきましては、原案のとおり決定をいたしました。ここで休憩といたします。再開は1時55分といたします。

—— 午後 1 時47分 休憩 ——

—— 午後 1 時55分 再開 ——

- 議長(三上徹) それでは再開をいたします。続きまして、議案第29号に対する討論に入ります。反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いうでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第29号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第29号平成21年度呂南町一般会計補正予算第6号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第30号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いうでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第3

0号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第30号平成21年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第4号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第31号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いうでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第31号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第31号平成21年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第4号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第32号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いうでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第32号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第32号平成21年度邑南町老人保健事業特別会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第33号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いうでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第33号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第33号平成21年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第2号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。議案第30、続きまして、議案第34号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いうでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第34号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第34号平成21年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第4号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第35号に

対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第35号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第35号平成21年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第4号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第36号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第36号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第36号平成21年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第5号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第37号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、14番長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議案第37号の平成22年度邑南町一般会計予算について反対討論を行います。今回の予算では施政方針でも示されたようにこうし、耕畜連携のもとで良質堆肥の供給等の副資、副資材確保など循環型の産業創造への強い決意を高く評価したいと思います。しかし先ほど訂正がありました問題、生活相談員の問題や、また質疑で指摘したしよ、集会所問題など不透明な予算が組まれています。このような人権・同和予算が全体で400万円近くも組まれています、きっぱりと廃止終結することこそ差別を無くする道ではないでしょうか。また先ほど町職員等の共済の関係の指摘もしましたけれども、町の姿勢として3千頭の豚には1億5千万円をつぎ込むことができて、人、3千人の人には6千万円しか出せないのかと。そういうと、ところについて私は、立場から反対いたします

●議長(三上徹) はい、賛成討論ございませんか。

●辰田議員(辰田直久) 7番。

●議長(三上徹) はい、7番辰田議員。

●辰田議員(辰田直久) 失礼いたします。議案第37号平成22年度邑南町一般会計予算について賛成の立場で討論いたします。平成22年度の一般会計予算は前年度比8%増の112億3千万円の積極的予算が示めされました。昨年の国政選挙の結果、政権政党が一変し政策的にもかなりの変動が起き、本町の21年度の補正予算を含め、この次年度予算編成においてはかなりの苦労もあったのでは無いかと思われます。そのような中、一般財源を補填するための基金の取り崩しをせずに当初予算が編成され健全財政を維持しようとしている点。そして学校施設等の耐震工事、桃源の家の建て替え、瑞穂支所の移転、また邑南町研修施設による矢上高校の振興について努めているなど経

年の懸案事項の解決に向けた事業が計画されている点、この他子宮頸がんのワクチン接種や福祉医療費の単独助成等医療福祉の面、普通建設事業費では、前年比約２億５千万円の増額による地域経済の活性化対策が図られるなど、全町民に深く関係する予算対応も見られます。ただ、様々な事業に予算という金額はでましても、その内容が予算規模に見あわないと思われるものが、これまでも少しばかり散見された事業もあるように思います。折角の予算が無駄とならないように担当課におかれては町民の要望等にも十分配慮をいただき、生きた予算となるような努力もお願いしたいものであります。そして町民の安心安全や産業振興による経済的基盤の強化、ケーブルテレビを活用した町のさらなる活性化など、必要あらば補正等で、また対応もしていただき今後も積極的財政を展開していただくことを切望して、この一般会計予算案に賛成するものであります。以上。

●議長(三上徹) はい、続いて、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。

議案第３７号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●議長(三上徹) はい、賛、賛成多数。よって、議案第３７号平成２２年度邑南町一般会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第３８号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第３８号に賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●議長(三上徹) はい、賛成多数。よって、議案第３８号平成２２年度邑南町国民健康保険事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第３９号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第３９号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第３９号平成２２年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第４０号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第40号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第40号平成22年度邑南町老人保健事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第41号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第41号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第41号平成22年度邑南町後期高齢者医療事業特別会計補正予、特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第42号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第42号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第42号平成22年度邑南町簡易水道事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第43号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第43号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第43号平成22年度邑南町下水道事業特別会計予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第44号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第44号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第44号平成22年度邑南町電気通信事業特別会計



予算につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

(追加日程の配布)

●議長(三上徹) ここで、暫時休憩いたします。

—— 午後 2 時 9 分 休憩 ——

—— 午後 2 時 10 分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

#### 日程の追加 議長発議

●議長(三上徹) それでは再開をいたします。ここでお諮りをいたします。ただいま、町長から議案第45号及び議案第46号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として、また、また松本議員他6名の議員の方から、発議第6号及び発議第7号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第2として議題にいたしたいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(三上徹) 異議なしと認めます。よって、議案第45号及び議案第46号を日程に追加し、追加日程第1として、また発議第6号及び発議第7号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 議案の上程、説明、質疑、討論、採決

●議長(三上徹) 追加日程第1、議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。議案第45号邑南町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

●石橋町長(石橋良治) はい、議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第45号の提案理由をご説明申しあげます。邑南町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についてでございます。これは本議会定例会の議案第18号において提案しました邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正において、時間外勤務代休時間の制度を規定することとしたことにより、本条例の一部を改正するものでございます。詳細につきましては、総務課長から説明させますのでよろしくお願いいたします。

●日高総務課長(日高禎治) 番外。

●議長(三上徹) はい、日高総務課長。

●日高総務課長(日高禎治) 議案第45号邑南町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部改正についてご説明をいたします。この条例は、第1条に規定しておりますように、地方公務員法第55条の2第6項の規定に基づき、職員が給与を受けながら職員の、職員団体のための業務を行い、又は活動をすることができる場合を定めるものとしたものでございます。この度、労働基準法などの改正によりまして、邑南町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正をお願いし、既に議決をいただいたところでございますが、その中で規定いたしました第8条の2の時間外勤務代休時間を職員団体のための職員の行為の制限の特例に組み入れようとするものでございます。現条例では、第2条にこの職員団体のための職員の行為の制限の特例を規定しております、第1号につきましては、地方公務員法第55条の第8項に基づくものでございます。この度の改正では、同項第2号の規定に勤務時間外代休時間を規定するものでございますが、この2号、第2号に

つきましては、休日や休日、休日の代休日、又は年次有給休暇中の組合活動を給与を受けながら行う特例を設けたものでございますが、これらの日の正規の勤務時間に相当する時間については、特別に勤務が割り当てられている職員以外は勤務をせず自由に使用して良いこととされており、これらの時間を組合活動に利用することは本来差し支えないものとされておりますが、地方公務員法第55条の2第6項との関係で問題が生じないように規定すべきとされたものでございます。まあ、そうしたことで準則例でもそういうふうに分められてきております。これに沿って改正をするものでございます。新旧対照表の方で、まあ、ご覧いただきたいと思います、第2号に先ほど説明しました勤務時間、休暇条例の改正にともない第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を加え、同号に規定されております、並びに年次有給休暇並びに休職の期間というのを第3号の方に規定替えしようとするものでございます。なお、あのう、本条例によります改正後の条例の、条例でございますが、附則において平成22年4月1日からの施行としておりますのでよろしくお願いいたします。

●議長(三上徹) 以上で、提出者の説明は、終了いたしました。これより質疑に入ります。議案第45号に対する質疑はございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、質疑を終わります。これより討論に入ります。反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第45号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第45号邑南町職員団体のための職員の行為の制限を、制限の特例に関する条例の一部改正につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第46号邑南町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) 議案第46号の提案理由をご説明申しあげます。邑南町国民健康保険条例の一部改正についてでございますが、これは、国民健康保険法施行規則で規定されております被保険者の資格適用除外について、児童福祉法に規定されている児童に関して具体的に条例で定めるために所要の改正を行うものでございます。詳細につきましては、町民課長から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

●表町民課長(表正司) 番外。

●議長(三上徹) 表町民課長。

●表町民課長(表正司) 議案第46号邑南町国民健康保険条例の一部改正についてご説明申しあげます。国民健康保険法第6条に市町村が行う国民健康保険の被保険者としなからし、第11号に、その他特別の理由がある者で厚生労働省令で定めるものとした適用除外の規定がございます。これは同法施行規則で規定されておまして第1条第3号の中で、その他特別な理由がある者について条

例で定める者という規定がございます。改正文、新旧対照表をご覧いただきたいと思いますが、現行第3章第4条削除になっておりますけれども第3章に被保険者、第4条として被保険者としな
い者として、国民健康保険施行規則の規定により被保険者としな
い者は、児童福祉法に規定する小規模住宅型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童、又は児童福祉施設に入所
している児童であって民法の規定による扶、扶養義務者のいない者とする。と規定を条例で定める
ものでございます。附則として、この条例は平成22年4月1日から施行するものでございます。以
上でございます。よろしくお願いいたします。

- 議長(三上徹) 以上で、提出者の説明は、終了いたしました。これより質疑に入ります。質疑はご
ざいませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いうででございますので、質疑を終わります。これより討論に入ります。始めに、
反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 無いうででございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第4
6号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第46号 邑南町国民健保、健康保険条例の一部改正
につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

## 追加日程第2 議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長(三上徹) 追加日程第2、議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。発議第  
6号改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者か  
ら提案理由を求めます。8番松本議員。

(議員登壇)

- 松本議員(松本正) 発議第6号を提案をさせていただきます。平成22年3月18日、邑南町議会  
議長三上徹様。提出者、邑南町議会議員松本正。賛成者、邑南町議会議員日高勝明。同、長谷川敏  
郎。同、石橋純二。同、中村昌史。同、宮田秀行。同、大屋光宏。改正貸金業法の早期完全施行等  
を求める意見書の提出について。上記の議案を別紙とおり会議規則第13条の規定により提出いた  
します。提案理由でございますが、先ほどの陳情審査のおりにご報告申しあげまして、意見書を提  
出することが適当であるとの採択をいただきましたので、その趣旨に基づきまして、この意見書を  
提案するところでございます。意見書を朗読をさせていただきます。改正貸金業法の早期完全施行  
等を求める意見書。平成18年、経済、生活苦での自殺者が年間7千人に達し、自己破産者も18  
万人を超え、多重債務者が200万人を超えるなど深刻な状況の中、多重債務問題の解決を図るた  
め、平成18年12月に改正貸金業法が成立した。現在、出資法の上限金利の引上げ、収入の、引  
下げ、収入の3分の1を超え、超える過剰貸付契約の禁止、両括弧、総、総量規制などを含む同法  
の完全施行に向けて、向け段階を経ながら準備が進められている。改正貸金業法成立後、国は多重  
債務者対策本部を設置し、①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金  
融の撲滅、④金融経済教育、教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した、策定してき

たところである。また、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、平成20年の自己破産数が、自己破産者数が13万人を下回るなど、着実にその成果を上げつつある。今後は、法施行期限である本年6月までに改正貸金業法が完全実施できるよう、貸金業者への指導、改正内容の周知、システム対応及び借り手側への十分な情報提供を行う等準備に万全を期すると共に、相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実、ヤミ金融の撲滅を図ることが肝要である。よって、多重債務問題の解消、地方消費者行政の充実を図るため下記の施策の実施を強く求める。記、1改正貸金業法を法施行期限内、両括弧、平成22年6月18日までに完全実施するため、貸金業者、借り手双方に対する万全の準備を行うこと。2自治体での多重債務相談体制の整備のため、相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。3個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。4ヤミ金融に対しては、新たな手口に対応した取締りを行うなど徹底的に摘発すること。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成22年3月18日、島根県邑南町議会。意見書の提出先でございますが、敬称を略して申し上げます。衆議院議長横路孝弘、参議院議長江田五月、内閣総理大臣鳩山由紀夫、法務大臣千葉景子、内閣官房長官平野博文、内閣府特命担当大臣、両括弧、金融担当、亀井静香内閣府特命担当大臣、両括弧、消費者及び食品安全、消費者対策、男女共同参画担当、福島みずほ、以上のところへ、この意見書を届けようとするものでございます。全議員の皆さん方のご賛同をいただき、適切な議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

●議長(三上徹) 以上で、提出者の説明は、終了いたしました。本件に対する質疑はございませんか。  
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、質疑を終わります。  
(議員降壇)

●議長(三上徹) これより討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。発議第6号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、発議第6号改正貸金業法の早期完全施行等を求める意見書の提出につきましては、原案のとおり決定をいたしました。意見書は、後日、政府関係機関に送付をいたします。続きまして、発議第7号国民健康保険財政の安定化を図るために国庫負担の増額を求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。  
8番松本議員。  
(議員登壇)

●松本議員(松本正) 発議第7号を提案させていただきます。平成22年3月18日、邑南町議会議長三上徹様。提出者、邑南町議会議員松本正。賛成者、邑南町議会議員日高勝明、同、長谷川敏郎、同、石橋純二、同、中村昌史、同、宮田秀行、同、大屋光宏。国民健康保険財政の安定化を図るために国庫負担の増額を求める意見書の提出について。上記の議案を、別紙とおり会議規則第13条の規定により提出いたします、提出します。提案理由でございますが、国も本通常国会で医療保険制度の安定的な運営を図るための国、国保法律、国保、国保法一部改正の法律案を提出しています

が、平成20年4月からの後期高齢者医療の導入による保険税収入の減収や支援金の賦課が被保険者の負担、そして退職者医療制度から前期高齢者医療制度に替わり、一般被保険者の医療費の増額などが要因となり市町村の国保運営は厳しい現状であることから別紙の意見書を国に提出いたします。意見書を朗読させていただきます。国民健康保険財政の安定化を図るために国庫負担の増額を求める意見書。国民健康保険は、国民皆保険体制の中核を担い地域医療の確保に貢献してきた。しかしながら高齢者や低所得者の増加など国民健康保険制度の抱える諸課題は抜本的に改善されないままである。とりわけ、後期高齢者医療制度発足に伴う後期高齢者支援金の負担増額、負担増加や、20年間も続く国庫負担の削減が国民健康保険税、括弧、料の高騰原因となっている。市町村では国民健康保険基金の取り崩しや一般財源の繰り入れ、都道府県の財政支援などで国民健康保険税、括弧、料の軽減を行っているが、国民健康保険被保険者の負担並びに地方財政は限界に至っている。特に高齢化率の高い中山間地においては、中山間地域においては、後期高齢者制度による地域負担格差が増大している。そこで国民健康保険運営の安定化を図るため、国に、国に次の事項を強く求める。1 国民健康保険制度への公費負担の拡充。2 国民健康保険被保険者に対する疾病の早期発見、早期治療の支援。以上、地方自治法第9条、99条の規定により意見書を提出する。平成22年3月18日、島根県邑南町議会。意見書の提出先でございますが、敬称を略して申し上げます。衆議院議長横路孝弘、参議院議員江田五月、参議院議長江田五月、内閣総理大臣 鳩山由紀夫、財務大臣 菅直人、厚生労働大臣、大臣長妻昭。以上のところへ、この意見書を届けようとするものです。全議員の皆さん方のご賛同をいただき、適切な議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長(三上徹) 以上で、提出者の説明は、終了いたしました。本件に対する質疑はございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、質疑を終わります。  
(議員降壇)
- 議長(三上徹) これより討論に入ります。賛、反対討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案、発議第7号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、発議第7号国民健康保険財政の安定化を図るために国庫負担の増額を求める意見書の提出につきましては、原案のとおり決定をいたしました。意見書は、後日、政府関係機関に送付をいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第5 閉会中の継続審査・調査の付託

- 議長(三上徹) 日程第5、閉会中の継続審査、調査の付託についてを議題といたします。各委員長よりお手元に配付しており、おりますとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し入れがありました。お諮りをいたします。各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査並びに調査に付することにご異議、ご異議はございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審

査並びに調査に付することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第6 議員派遣について

- 議長(三上徹) 日程第6、議員派遣についてを議題といたします。お諮りをいたします。邑南町議会規則第119条第1項の規定によりまして、お手元に配布のとおり、議員を派遣いたしたいと存じます。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 異議なしと認めます。よって、議員派遣については、お手元に配布のとおり、議員を派遣することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

閉会宣告

- 議長(三上徹) 以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。お諮りをいたします。本定例会に付議されました案件は全て議了いたしましたので、本日をもって閉会といたしたいと思います。これにご異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長(三上徹) 異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。以上をもちまして、本日の会議を閉じます。これをもちまして、平成22年第3回邑南町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さんでございました。

—— 午後 2 時 3 6 分 閉会 ——